

平成24年  
業 務 概 況

和歌山労働局

第1章 管内の概況	1
1 一般概況	1
2 人口	2
3 就業者数	2
4 産業	3
5 組織	4
6 労働基準監督署管轄区域図	7
7 公共職業安定所管轄区域図	8
第2章 個別労働紛争解決制度関係業務と情報公開制度関係業務	9
1 個別労働紛争解決制度の運用状況	9
2 情報公開制度の状況	12
第3章 労働保険適用徴収業務	13
1 労働保険適用状況（第1表～第4表）	13
2 労働保険料徴収決定及び収納状況（第5表、第6表）	13
第4章 監督業務	17
1 監督指導等の状況	17
2 申告の状況	18
3 司法処理の状況	19
4 労働時間の現状	20
第5章 安全衛生業務	21
1 労働災害の現況	21
2 労働衛生の現況	23
3 その他	24
第6章 賃金業務	25
1 最低賃金対策の推進	25
2 家内労働対策の推進	26
第7章 労災補償業務	28
1 労災保険収支・給付状況	28
2 最近における労災補償の動向	28
第8章 職業安定・職業対策業務	32
1 雇用失業情勢	32
2 一般職業紹介状況	32
3 中高年齢者（45歳以上）の職業紹介等状況	36
4 障害者の職業紹介等状況	39
5 新規学校卒業者の職業紹介状況	41
6 各種助成金の支給状況	43
7 雇用保険関係業務状況	44
8 需給調整事業関係業務状況	45
9 求職者支援訓練関係業務状況	46
第9章 雇用均等業務	47
1 女性労働者等の概況	47
2 雇用均等行政の概要	49

# 第1章 管内の概況

## 1 一般概況

本県は日本最大の半島である紀伊半島の南西部に位置し、北は大阪府、東は奈良県と三重県に接し、西は紀伊水道をはさんで徳島県と向かい合い、東西93.7km、南北105.5km、総面積は4,726.29km<sup>2</sup>で、全国総面積の1.25%を占め全国都道府県中30位の大きさである。古くから「木の国」といわれ、大部分が紀伊山系を中心とする山岳地帯で、大阪府と境を接する和泉山脈のほか、高野山・那智山など古代から親しまれた山々が多い紀伊山地が紀伊半島を南北に縦走している。主な河川は紀ノ川、有田川、日高川、日置川、古座川、熊野川などで紀伊水道や太平洋に注いでいるが、



紀ノ川流域を除き平野は少ない。海岸線は総延長648kmに及ぶリアス式海岸で変化に富み雄大な眺めを展開している。気候区分では、紀北は瀬戸内気候区、紀南は南海気候区で黒潮の影響を受けて温暖であるが日本有数の多雨地帯で、台風の進路にも当たる。

本県の交通は、主に紀伊

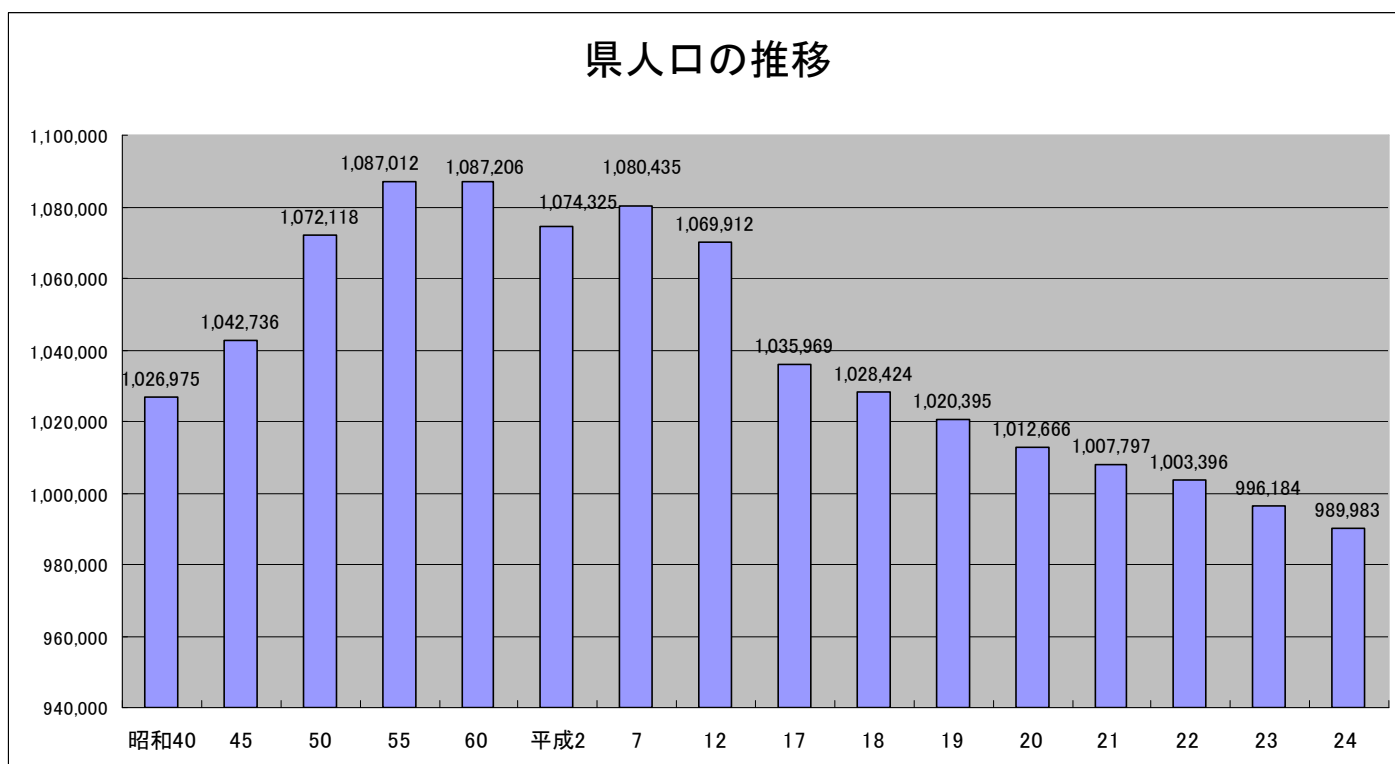
半島の海岸線沿いと紀ノ川沿いに通じており、鉄道はJR西日本の阪和線・紀勢線・和歌山線や南海電鉄の南海本線・南海高野線などが通じ、主要道路としては阪和自動車道・国道26号線・国道24号線・国道42号線が敷設されているが、南北に長い本県の地勢から全体的に交通体系の整備が遅れている。なお現在、阪和自動車道がすさみ町まで延長工事中、京奈和自動車道も、平成27年度県内全線開通予定で工事中である。

## 2 人口

行政区画は9市6郡（20町1村）からなり、推計人口は、平成24年4月1日現在の和歌山県人口調査結果によると、98万9,983人で、前年4月からの1年間に6,201人（0.62%）減少した。

また、平成23年4月から1年間における自然動態は、死亡数が出生数を4,980人上回り、平成10年以降人口の自然減の状況が続いている。

一方、社会動態では、県外への転出者数は1万6,227人で、県外からの転入者数は1万4,069人で、平成8年以降、転出が転入を上回る社会移動による人口減の状況が続いている。高齢化の進展とともに人口も減少傾向にある。



## 3 就業者数

平成19年10月1日現在、県内に居住する15歳以上就業者数は49万2,500人で、平成14年と比べ1万9,000人（3.7%）減少した。

男女別には、男性は1万5,200人（5.2%）減少の27万8,600人、女性は3,800人（1.7%）減少の21万3,900人となっている。

（※就労構造基本調査（総務省統計局）5年ごと）

#### 4 産業

##### (1) 県北部地域

和歌山市を中心として海南市、有田市へ続く海岸部には北部臨海工業地帯が形成されている。

一方、紀ノ川流域においては橋本市、岩出市を中心に、大阪圏へのベッドタウン化が進む人口増加地域であり、商業、サービス産業の発展が著しい。

産業構造では、鉄鋼、石油精製、化学などの重化学工業のほか繊維、衣服、木材、家具、機械、皮革、漆器、和雑貨などの多様な地場産業が複合的に集積している。

##### (2) 県南部地域

大部分を紀伊半島の山岳地帯が占めており、平地が少ないなかで、白浜、勝浦等の温泉群、熊野古道を中心とした歴史的文化遺産など豊富な観光資源を活かした観光・レジャー産業や森林・水資源を利用した木材・水産加工等が基盤となっている。

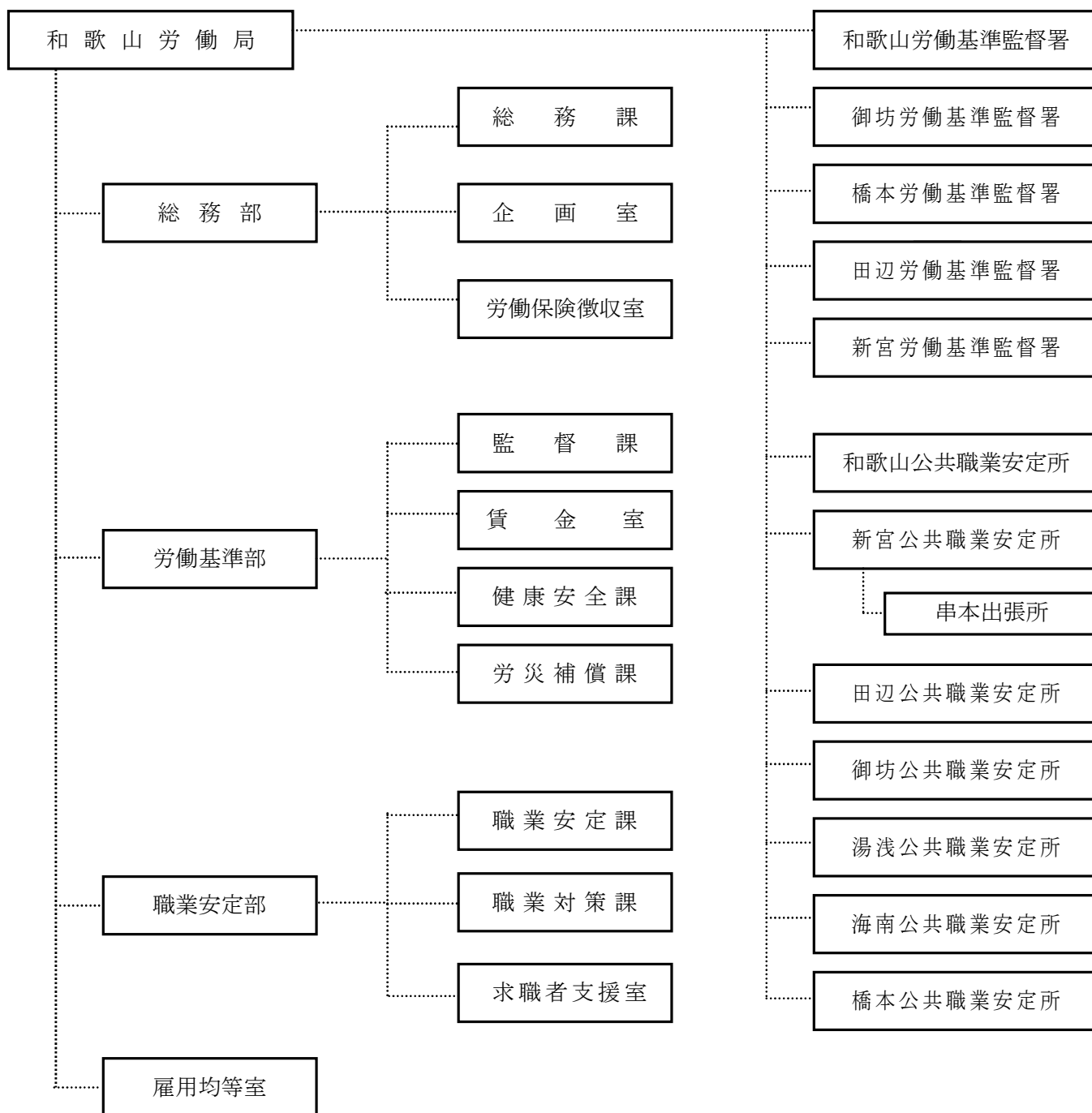
また、企業誘致による雇用の拡大を図っているが、雇用機会の絶対数の不足から新規学卒者を中心とする若年者の地域外への流出が避けられない状況にある。

### ○アクセスガイド○



5 組織  
 (1) 組織図

(平成 24 年 10 月 1 日現在)



(2) 労働基準監督署の所在地及び管轄区域

(平成24年10月1日現在)

区分 署別	所在地	管轄区域
和歌山	〒640-8582 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎1階	和歌山市、海南市、岩出市、海草郡
御坊	〒644-0011 御坊市湯川町財部1132	御坊市、有田市、有田郡、 日高郡(田辺署の管轄区域を除く。)
橋本	〒648-0072 橋本市東家6丁目9の2	橋本市、紀の川市、伊都郡
田辺	〒646-8511 田辺市明洋2丁目24番1号	田辺市、西牟婁郡、日高郡のうちみなべ町
新宮	〒647-0033 新宮市清水元1丁目2番9号	新宮市、東牟婁郡

(3) 公共職業安定所の所在地及び管轄区域

区分 所別	所在地	管轄区域
和歌山	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目4-7	和歌山市、紀の川市、岩出市
新宮	〒647-0044 新宮市神倉4丁目2番4号	新宮市、田辺市のうち本宮町、 東牟婁郡(串本出張所の管轄区域を除く。)
串本出張所	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2000の9	東牟婁郡のうち串本町・古座川町、西牟婁 郡のうちすさみ町
田辺	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24の6	田辺市(新宮所の管轄区域を除く)、西牟婁 郡(串本出張所の管轄区域を除く。)日高郡 のうちみなべ町
御坊	〒644-0011 御坊市湯川町財部943	御坊市、日高郡(田辺所の管轄区域を除く。)
湯浅	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2430の81	有田市、有田郡
海南	〒642-0001 海南市船尾186の85	海南市、海草郡
橋本	〒648-0072 橋本市東家5丁目2番2号 橋本地方合同庁舎1階	橋本市、伊都郡



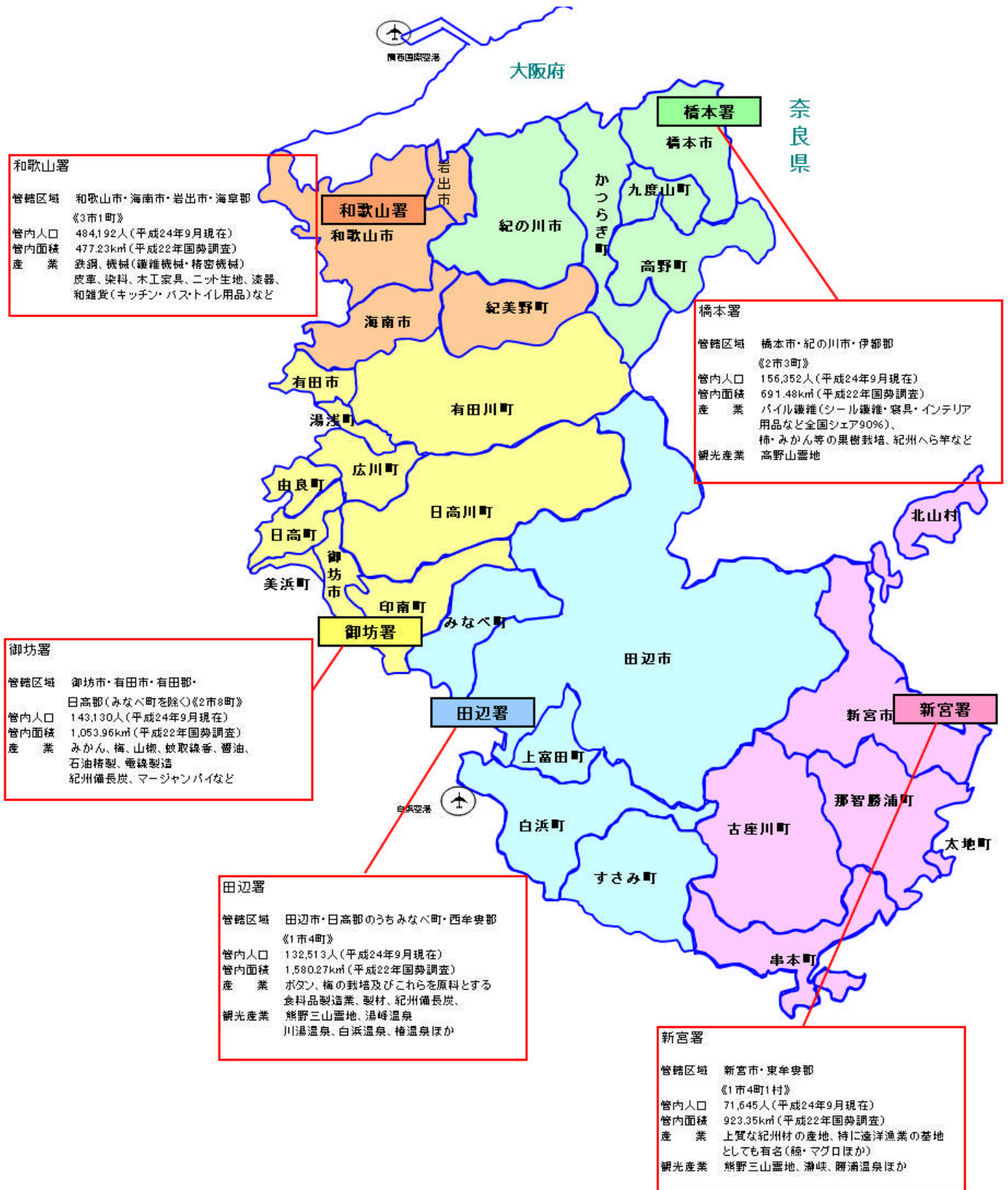
◎公共職業安定所以外の職業相談窓口

名 称	所在地
ハローワークプラザ和歌山 (ワークプラザ岩出)	〒649-6234 岩出市高瀬 74-1 (ダイコービル1階)
わかやま新卒応援ハローワーク (和歌山ヤングワークサロン)	〒640-8033 和歌山市本町 2 丁目 45
紀の川市地域職業相談室 (紀の川ワークサロン)	〒640-0411 紀の川市貴志川町前田 142 (市役所貴志川支所西側)
和歌山県地域共同就職支援センター (ワークプラザ河北)	〒640-8403 和歌山市北島 37-5



6 労働基準監督署管轄区域図

(平成24年9月現在)

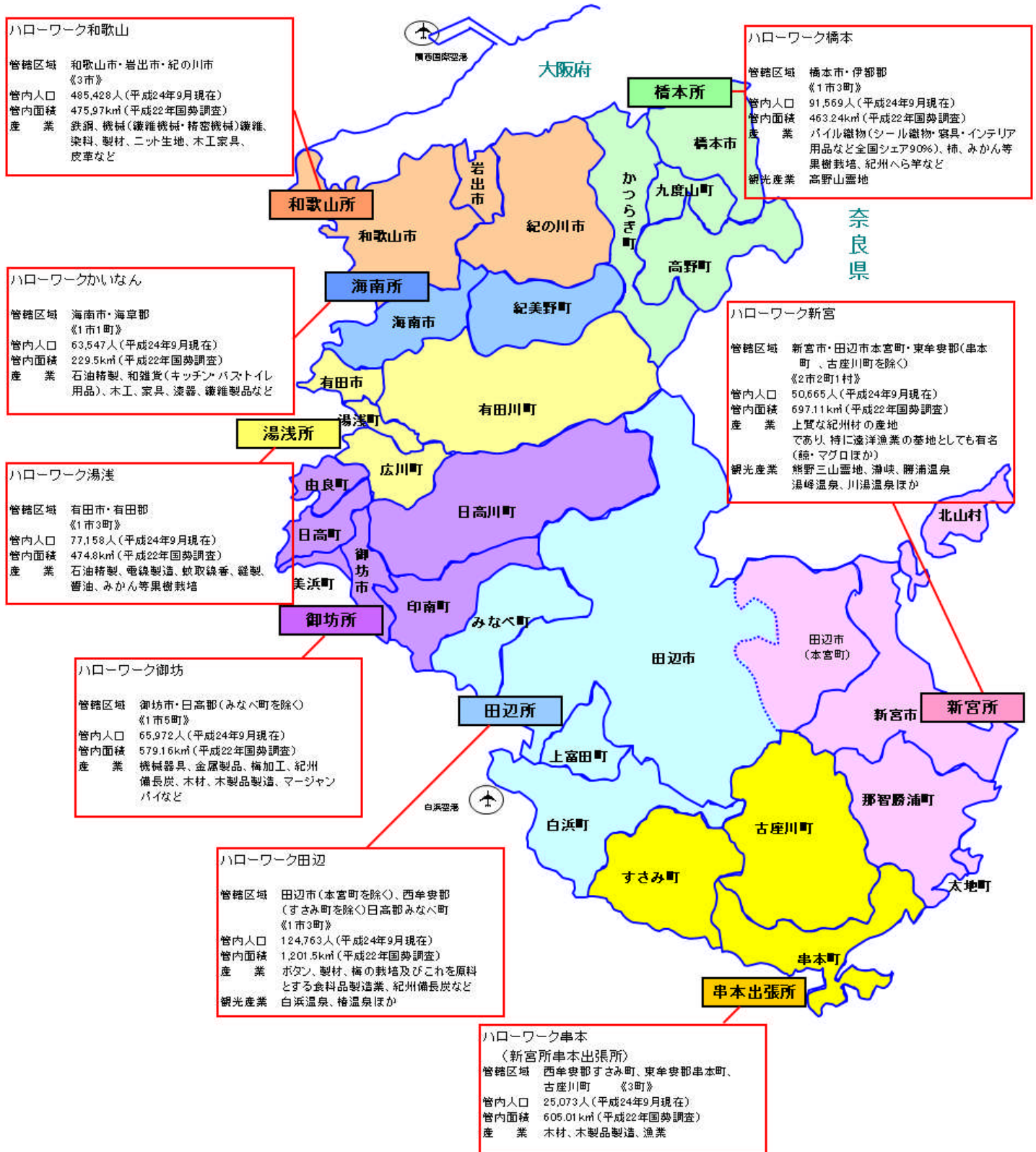


7 公共職業安定所管轄区域図

(平成24年9月現在)

7 和歌山労働局(公共職業安定所)の管内図

(平成24年9月現在)



## 第2章 個別労働紛争解決制度関係業務と情報公開制度関係業務

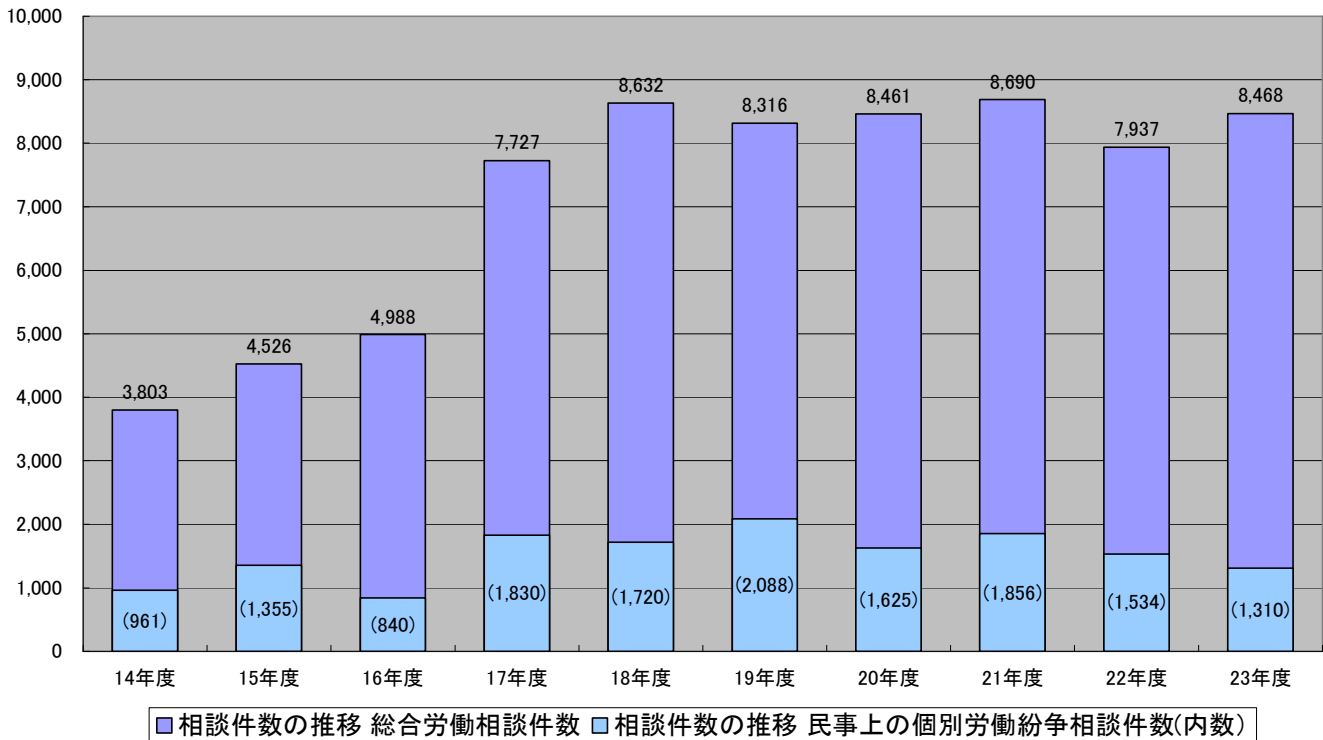
### 1 個別労働紛争解決制度の運用状況

#### (1) 総合労働相談受付状況

和歌山労働局では、局及び管内労働基準監督署内において労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成23年度1年間に寄せられた相談は8,468件であった。(図1)

これらの相談のうち、労働関係法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが1,310件であった。

図1 総合労働相談件数の推移

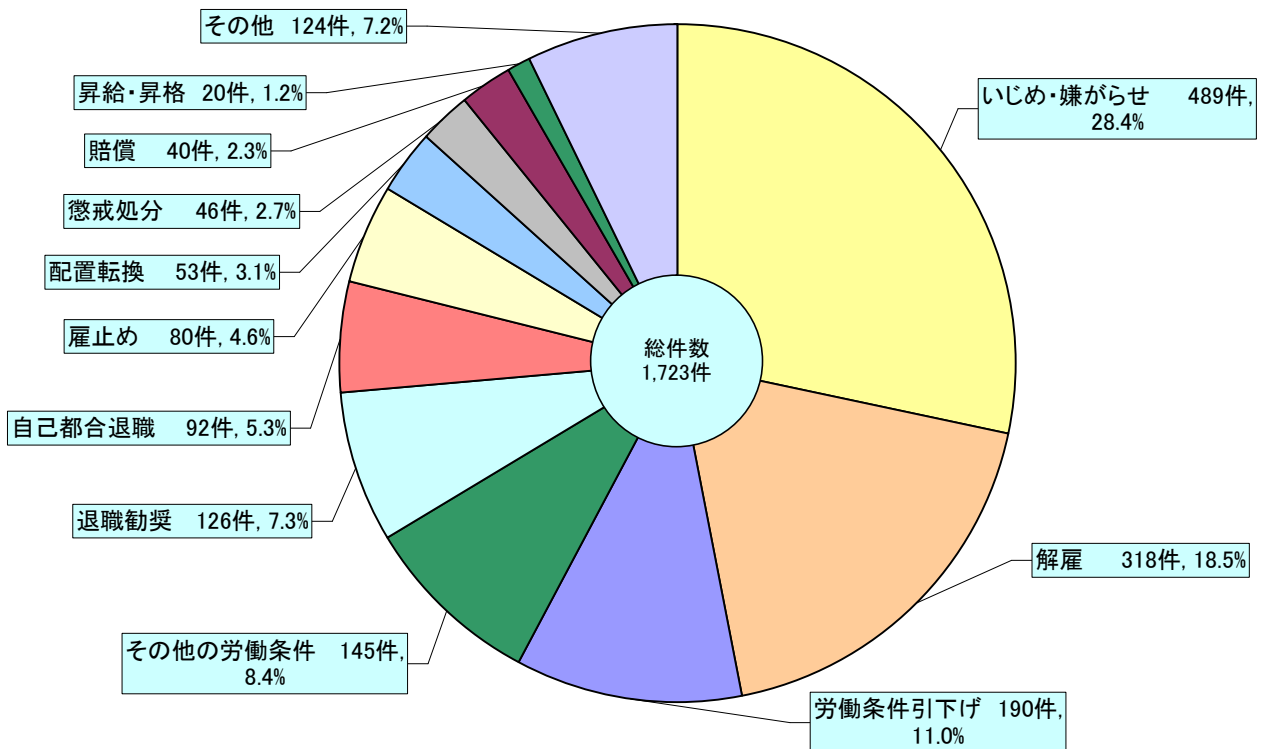


民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、いじめ・嫌がらせに関する内容が28.4%、489件と最も多く、次いで厳しい雇用情勢を反映して、解雇に関する内容が18.5%、318件、労働条件引下げに関する内容が11.0%、190件、その他の労働条件に関する内容が8.4%、145件、退職勧奨に関する内容が7.3%、126件、自己都合退職に関する内容が5.3%、92件、雇止めに関する内容が4.6%、80件と続いている。

図2

23年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳

※重複カウントあり



(2) 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況

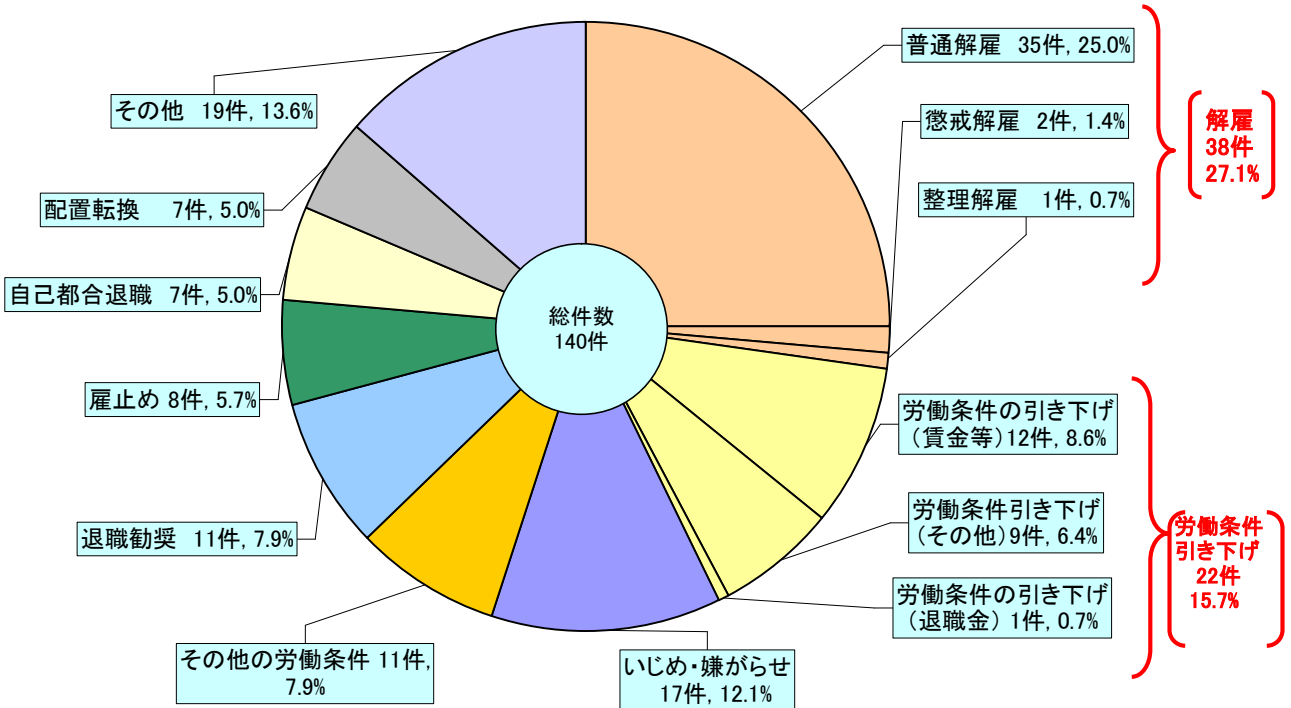
平成23年度の個別労働紛争解決制度に係る助言・指導申出受付件数は140件、あっせん申請受理件数は53件であった。

助言・指導申出の内容については、解雇(普通・整理・懲戒解雇)に関する内容が27.1%、労働条件の引下げ(賃金・退職金等)に関する内容が15.7%、いじめ・嫌がらせに関する内容が12.1%、その他の労働条件に関する内容が7.9%、退職勧奨に関する内容が7.9%となっている。



図3

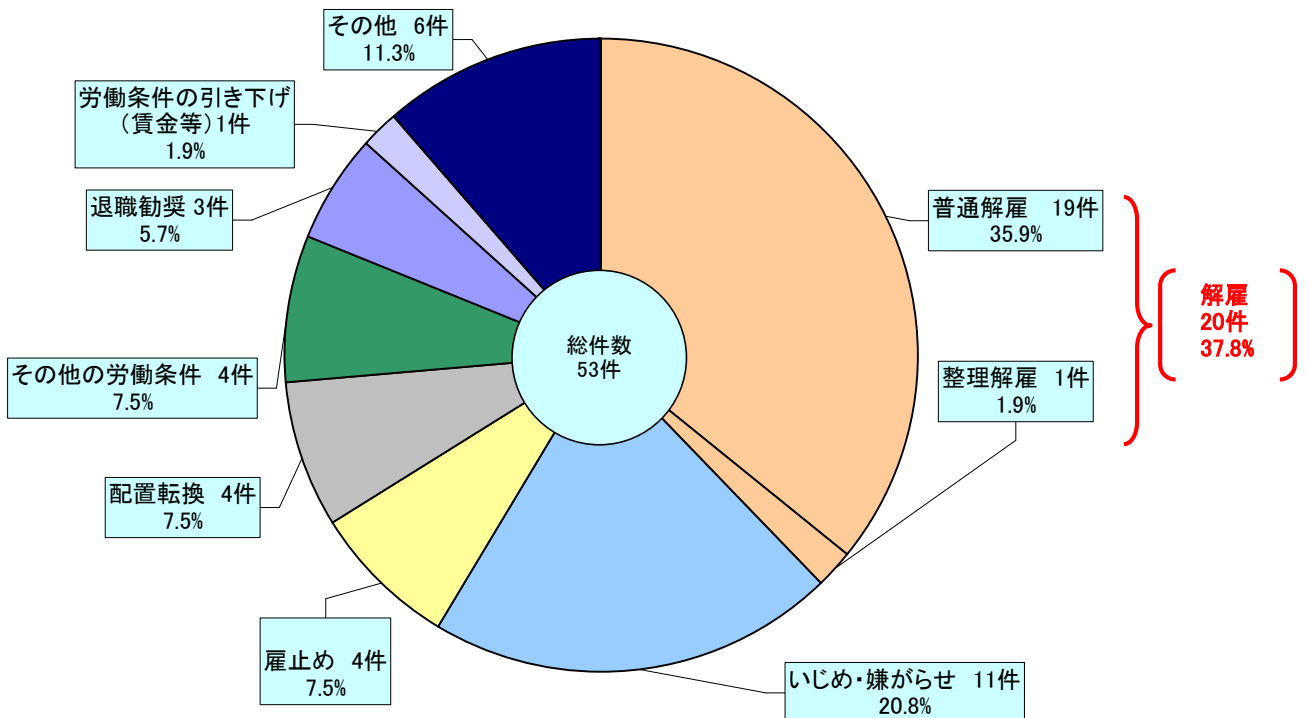
平成23年度 助言・指導申出内容の内訳



あっせん申請の内容については、解雇(普通・整理解雇)に関する内容が37.7%、いじめ・嫌がらせに関する内容が20.8%、労働条件の引下げに関する内容は14.3%、配置転換に関する内容、その他の労働条件に関する内容がそれぞれ7.5%と続いている。

図4

平成23年度 あっせん申請内容の内訳



平成23年度中にあっせん手続を終了したものは52件である。

《あっせん終了内訳》

・あっせんによる合意の成立	23 件
・申請の取下げ	1 件
・あっせんの打切り	28 件
・その他	0 件

## 2 情報公開制度の状況

情報公開制度における平成23年度中の開示請求受理件数は8件であった。

開示請求の内容は、監督業務関係が5件、総務業務関係が1件、労働保険徴収業務関係が1件、職業安定業務関係が1件となっている。

開示決定等の内訳については、全部開示決定が1件、部分開示決定が6件、不開示決定が1件となっている。

また、平成23年度中の個人情報保護法に基づく開示請求受理件数は47件であった。

開示請求の内容は、労災補償業務関係が45件、個別労働紛争業務関係が1件、安全衛生業務関係が1件となっている。

開示決定等の内訳については、全部開示決定が30件、部分開示決定が17件となっている。

### 第3章 労働保険適用徴収業務

#### 1 労働保険適用状況（第1表～第4表）

平成23年度における労働保険（労災保険・雇用保険）の適用状況は、第1表から第4表のとおりである。

この適用事業数を保険種別にみると、労災保険適用事業数は前年度比0.03%増の26,203事業となっている。

また、雇用保険適用事業数は、前年度比0.16%増の16,023事業となっている。

なお、個別事業数は、13,885事業、事務組合委託事業数は15,086事業であり、事務組合委託率は52.1%（全国43.5%）となっている。

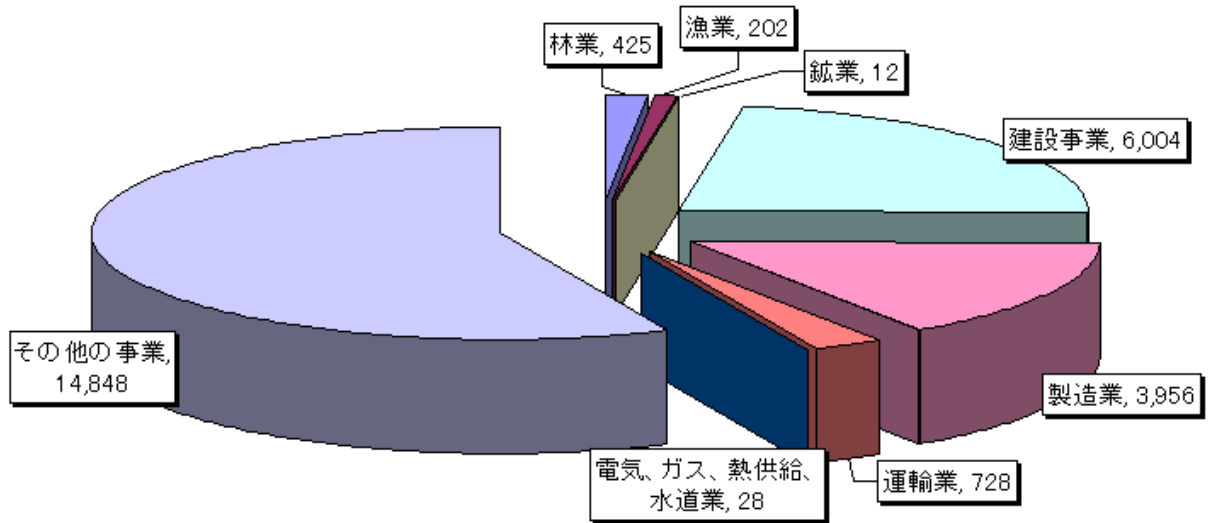
#### 2 労働保険料徴収決定及び収納状況（第5表、第6表）

平成23年度の労働保険料徴収決定額を勘定別で見ると、労災勘定で50億5,466万円、雇用勘定で110億3,622万円となっており、これを前年度と比べると、労災勘定で1.1%、雇用勘定で3.4%の増加となっている。

また、平成23年度の労働保険料収納額は、労災勘定で49億592万円、雇用勘定で108億102万円となっており、前年度と比べると合計で3.5%の増加となっているが、収納率については97.6%と、全国の97.8%をわずかに下回っている。

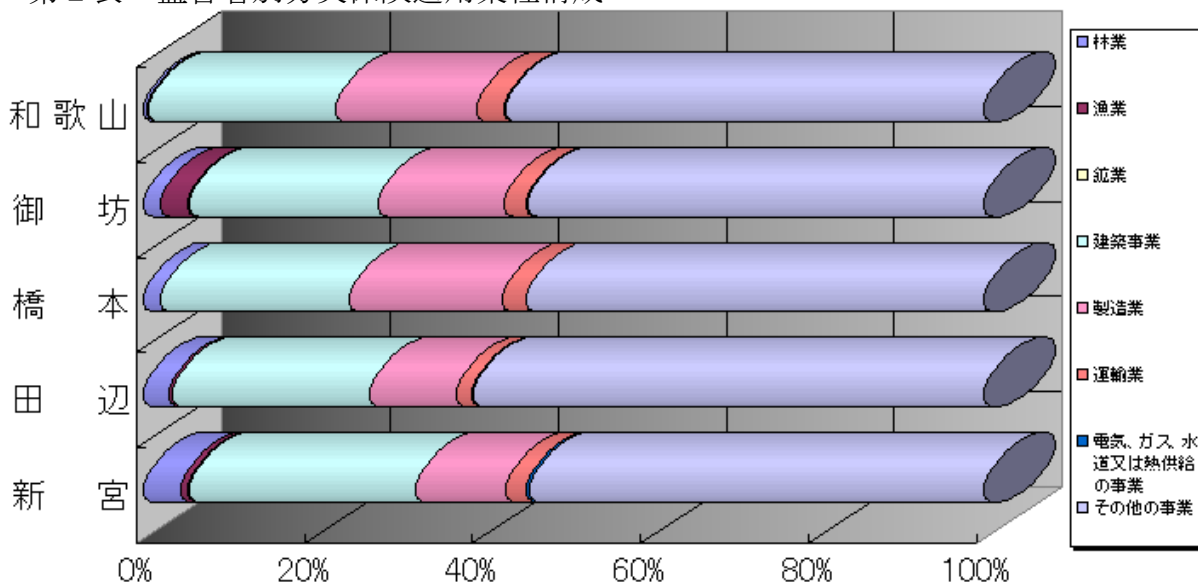


第1表 労災保険適用事業数 (26,203)

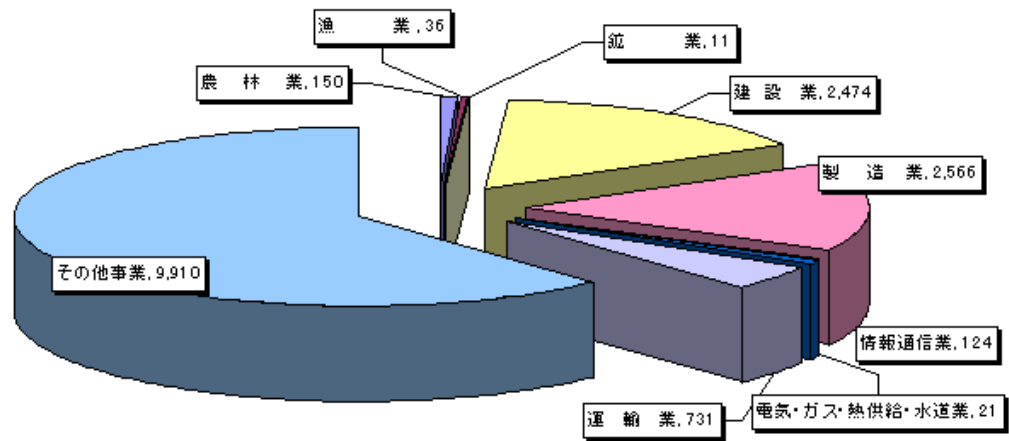


業種	署別	和歌山	御坊	橋本	田辺	新宮	合計
林業	事業数	47	95	54	141	88	425
	労働者数	383	495	233	865	313	2,289
漁業	事業数	9	160	0	17	16	202
	労働者数	28	407	0	234	131	800
鉱業	事業数	4	3	3	1	1	12
	労働者数	37	7	15	7	2	68
建設事業	事業数	2,678	1,094	616	1,087	529	6,004
	労働者数	15,382	3,977	3,246	4,744	2,444	29,793
製造業	事業数	2,035	724	504	482	211	3,956
	労働者数	43,682	9,844	7,042	5,250	1,478	67,296
運輸業	事業数	387	124	78	90	49	728
	労働者数	8,690	1,132	855	1,067	682	12,426
電気、ガス、熱供給、水道業	事業数	11	6	1	5	5	28
	労働者数	1,335	16	9	38	32	1,430
その他の事業	事業数	6,846	2,621	1,499	2,822	1,060	14,848
	労働者数	111,746	17,929	15,095	22,125	10,971	177,866
合計	事業数	12,017	4,827	2,755	4,645	1,959	26,203
	労働者数	181,283	33,807	26,495	34,330	16,053	291,968

第2表 監督署別労災保険適用業種構成

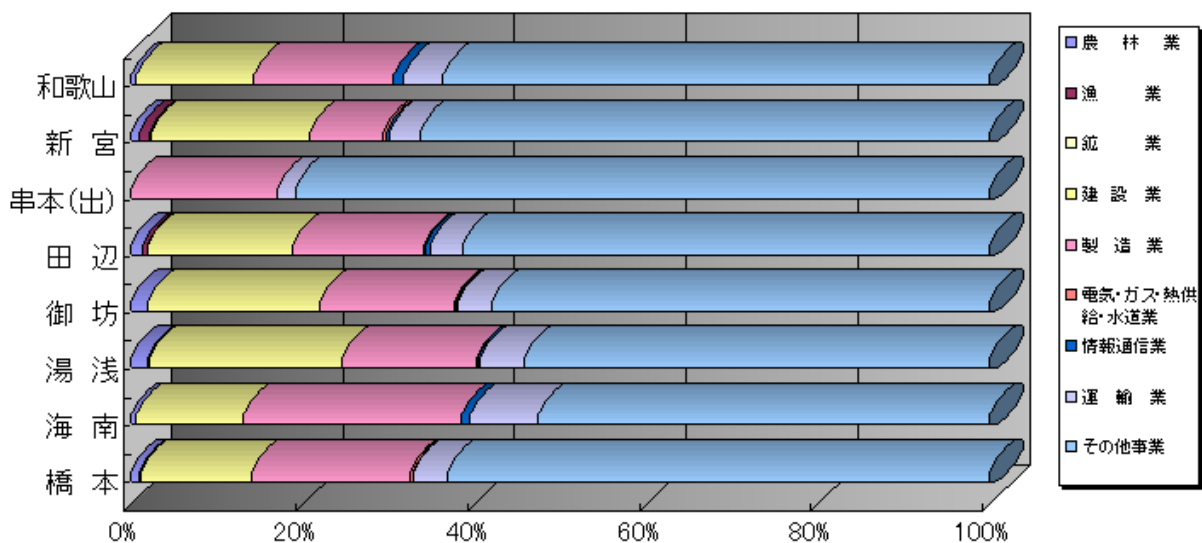


第3表 雇用保険適用事業数（16,023）



業種	安定所別	和歌山	新宮	串本(出)	田辺	御坊	湯浅	海南	橋本	合計
農林業	事業数	43	14	0	32	21	23	6	11	150
	被保険者数	159	159	0	309	192	112	35	51	1,017
漁業	事業数	5	19	0	10	0	2	0	0	36
	被保険者数	16	156	0	154	0	19	0	0	345
鉱業	事業数	6	1	0	2	0	0	0	2	11
	被保険者数	63	2	0	12	0	0	0	12	89
建設業	事業数	1,097	268	0	376	214	263	125	131	2,474
	被保険者数	6,062	1,309	0	1,782	879	1,136	588	532	12,288
製造業	事業数	1,303	125	8	343	167	181	252	187	2,566
	被保険者数	32,513	792	108	4,941	2,682	3,718	6,447	2,670	53,871
電気・ガス・熱供給・水道業	事業数	7	6	0	2	1	2	0	3	21
	被保険者数	1,324	42	0	6	4	3	0	19	1,398
情報通信業	事業数	91	4	0	12	3	3	10	1	124
	被保険者数	1,359	44	0	148	64	8	34	3	1,660
運輸業	事業数	371	52	1	84	42	60	80	41	731
	被保険者数	8,007	623	23	987	351	645	1,920	333	12,889
その他事業	事業数	5,121	965	38	1,371	617	633	524	641	9,910
	被保険者数	74,816	7,996	927	13,750	5,840	5,794	5,377	6,066	120,566
合計	事業数	8,044	1,454	47	2,232	1,065	1,167	997	1,017	16,023
	被保険者数	124,319	11,123	1,058	22,089	10,012	11,435	14,401	9,686	204,123

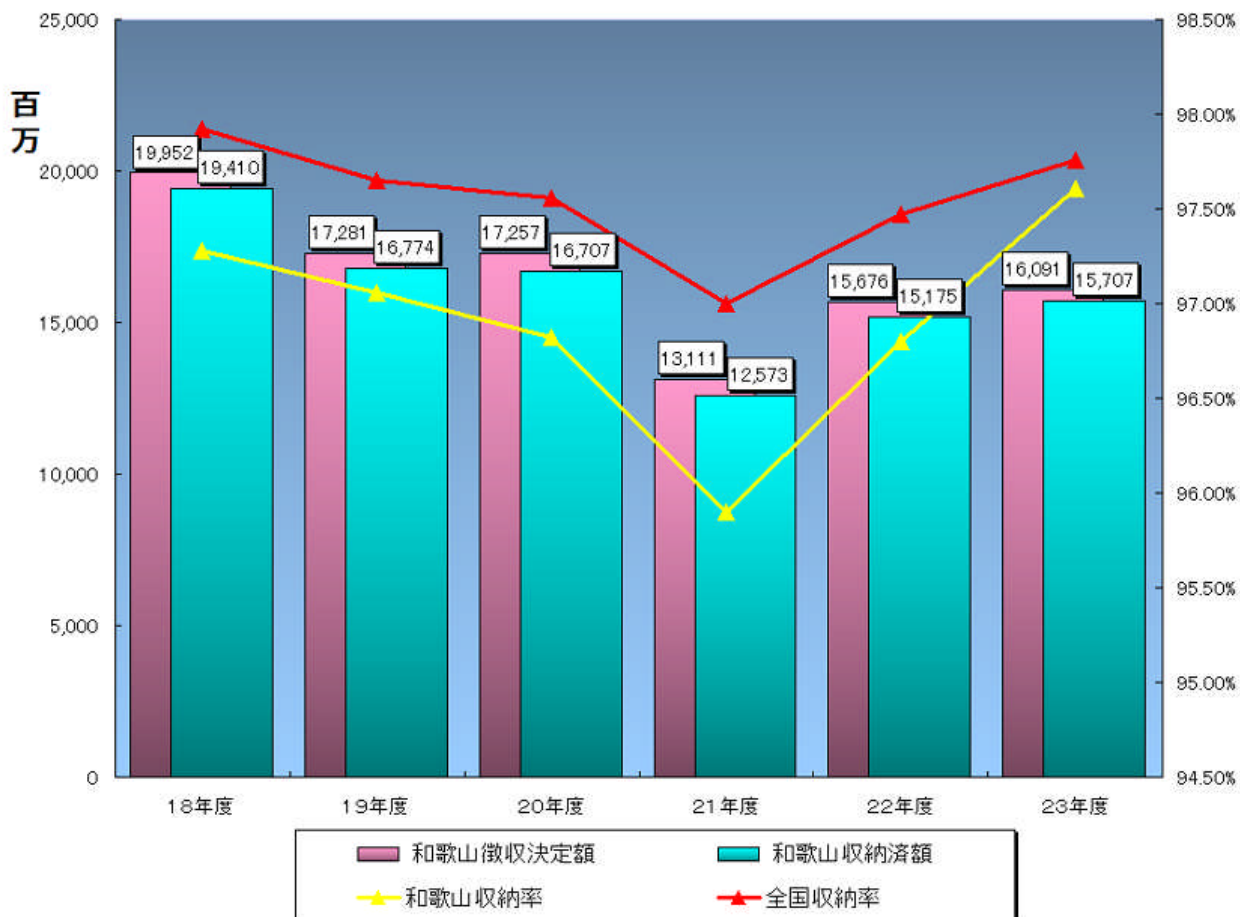
第4表 安定所別 雇用保険適用業種構成



5表 労働保険料徴収決定・収納状況（勘定別・年度別）

		和歌山局			全国		
		労災勘定	雇用勘定	合計	労災勘定	雇用勘定	合計
18年度	徴収決定額	6,343,183,062	13,608,836,900	19,952,019,962	1,082,645,416,975	3,061,179,120,369	4,143,824,537,344
	収納済額	6,137,351,328	13,272,199,610	19,409,550,938	1,050,343,070,579	3,007,226,511,811	4,057,569,582,390
	収納率	<b>96.76%</b>	<b>97.53%</b>	<b>97.28%</b>	<b>97.02%</b>	<b>98.24%</b>	<b>97.92%</b>
19年度	徴収決定額	6,332,575,499	10,948,555,832	17,281,131,331	1,100,809,538,291	2,474,106,925,050	3,574,916,463,341
	収納済額	6,132,944,898	10,640,648,612	16,773,593,510	1,069,009,954,674	2,421,757,138,697	3,490,767,093,371
	収納率	<b>96.85%</b>	<b>97.19%</b>	<b>97.06%</b>	<b>97.11%</b>	<b>97.88%</b>	<b>97.65%</b>
20年度	徴収決定額	6,297,318,794	10,959,472,394	17,256,791,188	1,103,716,650,372	2,497,022,807,541	3,600,739,457,913
	収納済額	6,085,600,512	10,621,597,869	16,707,198,381	1,070,933,285,230	2,442,039,913,253	3,512,973,198,483
	収納率	<b>96.64%</b>	<b>96.92%</b>	<b>96.82%</b>	<b>97.03%</b>	<b>97.80%</b>	<b>97.56%</b>
21年度	徴収決定額	5,108,140,197	8,002,892,029	13,111,032,226	872,775,246,519	1,808,926,982,135	2,681,702,228,654
	収納済額	4,889,735,354	7,683,120,874	12,572,856,228	841,943,359,256	1,759,267,667,003	2,601,211,026,259
	収納率	<b>95.72%</b>	<b>96.00%</b>	<b>95.90%</b>	<b>96.47%</b>	<b>97.25%</b>	<b>97.00%</b>
22年度	徴収決定額	5,000,090,929	10,675,946,228	15,676,037,157	812,982,189,463	2,356,420,946,190	3,169,403,135,653
	収納済額	4,807,369,646	10,367,381,708	15,174,751,354	784,144,961,159	2,305,221,942,719	3,089,366,903,878
	収納率	<b>96.15%</b>	<b>97.11%</b>	<b>96.80%</b>	<b>96.45%</b>	<b>97.83%</b>	<b>97.47%</b>
23年度	徴収決定額	5,054,661,974	11,036,221,107	16,090,883,081	851,933,165,965	2,493,802,059,635	3,345,735,225,600
	収納済額	4,905,922,116	10,801,021,606	15,706,943,722	825,375,080,860	2,445,420,251,440	3,270,795,332,300
	収納率	<b>97.06%</b>	<b>97.87%</b>	<b>97.61%</b>	<b>96.88%</b>	<b>98.06%</b>	<b>97.76%</b>

第6表 労働保険料収納状況



## 第4章 監督業務

### 1 監督指導等の状況

平成23年における定期監督等（定期監督、災害時監督及び再監督）は、一般労働条件確保・改善対策、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止対策及び労働災害の防止対策等を重点として実施した。その結果、定期監督等を実施した1,647事業場の75.0%に当たる1,235事業場において法違反が認められた。

主な法違反の内容は、労働条件の明示（281件）、労働時間（440件）、割増賃金（361件）、就業規則（158件）、労働者名簿・賃金台帳の作成（218件）、安全基準（354件）、健康診断（292件）等である。

業種別では、製造業、運輸交通業、商業、保健衛生業、接客娯楽業及び清掃・と畜業において違反率が高くなっている（「第1表 平成23年監督実施状況」参照）。

**第1表 平成23年監督実施状況**

	定期監督等実施事業場数	同 違反事業場数	同 比率（％）	違反状況（労働基準法）							最賃法 4条	違反状況（労働安全衛生法）														じん肺法 8条							
				15 条	23 24 条	32 40 条	34 35 条	37 条	89 条	107 108 条		11 12 条	14 条	17 18 19 条	20～25条			20～25条			30 条	31 条	42 43 条	45 条	59 60 条		61 条	65 条	66 条	88 条			
				労働条件の明示	賃金不払	労働時間	休憩・休日	割増賃金	就業規則	労働者名簿・賃金台帳		最賃効力	安全管理者・衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会等	（安全基準）	安衛則	クレーン則	（衛生基準）	安衛則	有機則	特化則	粉じん則	特定元方事業者	注文者		譲渡等の制限	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断	計画の届出
製造業	436	349	80.0	58	6	132	12	82	35	40	17	24	34	10	179	172	17	40	6	12	0	23	0	0	0	0	71	15	22	10	98	1	9
鉱業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	432	275	63.7	16	3	17	3	16	6	10	0	1	15	0	157	152	11	7	3	1	0	3	13	51	0	14	3	4	0	8	4	1	
運輸交通業	86	67	77.9	18	5	42	4	23	11	13	8	9	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	2	0	24	0	0	
貨物取扱	1	1	100.0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林業	39	13	33.3	4	2	3	1	3	3	2	0	1	1	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	
畜産・水産業	6	2	33.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
商業	158	136	86.1	60	12	57	12	64	28	57	2	2	1	3	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	4	0	47	0	0	
金融広告業	16	11	68.8	0	0	6	0	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映画・演劇業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
通信業	4	1	25.0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育研究	78	61	78.2	32	1	29	7	19	16	15	1	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	
保健衛生業	276	231	83.7	64	12	113	16	98	43	50	8	39	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0	0	
接客娯楽	51	42	82.4	19	10	17	5	22	9	15	4	8	0	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	12	0	0		
清掃・と畜	13	8	61.5	4	3	2	0	7	0	4	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官公署	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事業	49	36	73.5	5	2	20	1	14	4	9	2	5	1	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	11	0	0	0	
合計	1,647	1,235	75.0	281	57	440	61	361	158	218	42	97	52	44	354	342	28	47	9	13	0	26	13	51	0	96	22	34	10	292	5	10	

## 2 申告の状況

平成23年における要処理申告件数は237件で、前年より34件減少している。

申告内容については、賃金不払に関するものが70.5%（167件、対前年比1.8%減）を占め、次いで解雇に関するものが17.7%（42件、同28.8%減）となっている（「図1 年次別申告処理状況の推移」参照）。

また、業種別では商業が全体の21.1%と最も多く、以下、建設業（17.3%）、接客娯楽業（17.3%）、製造業（13.9%）と続いている（「図2 平成23年業種別申告件数の割合」参照）。

図1 年次別申告処理状況の推移

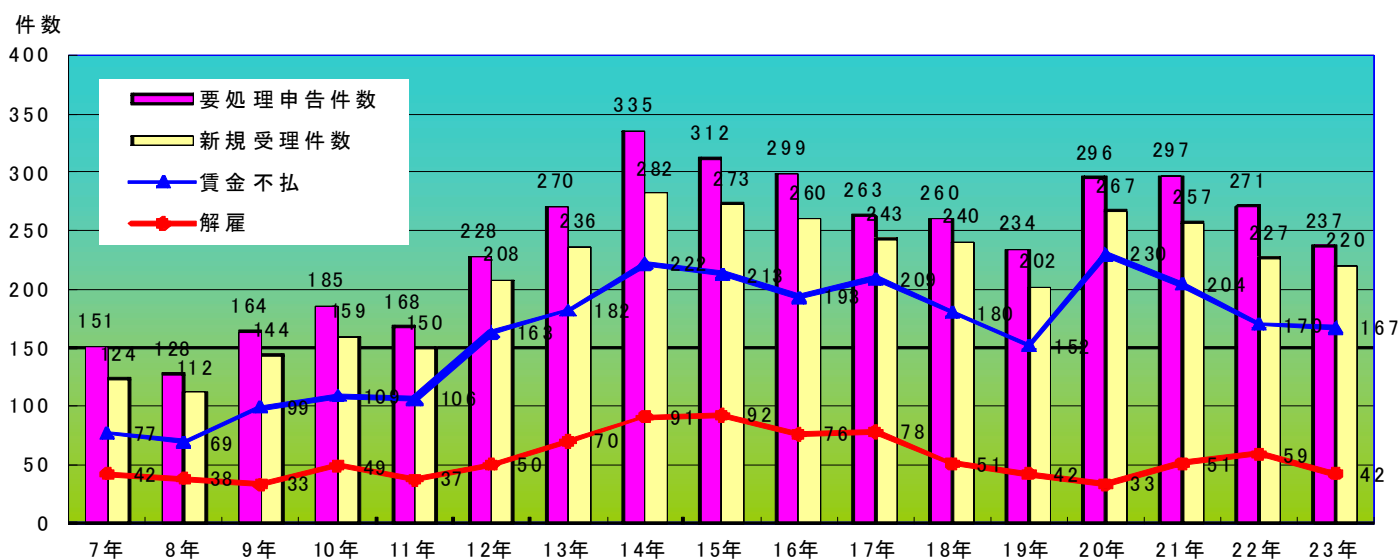
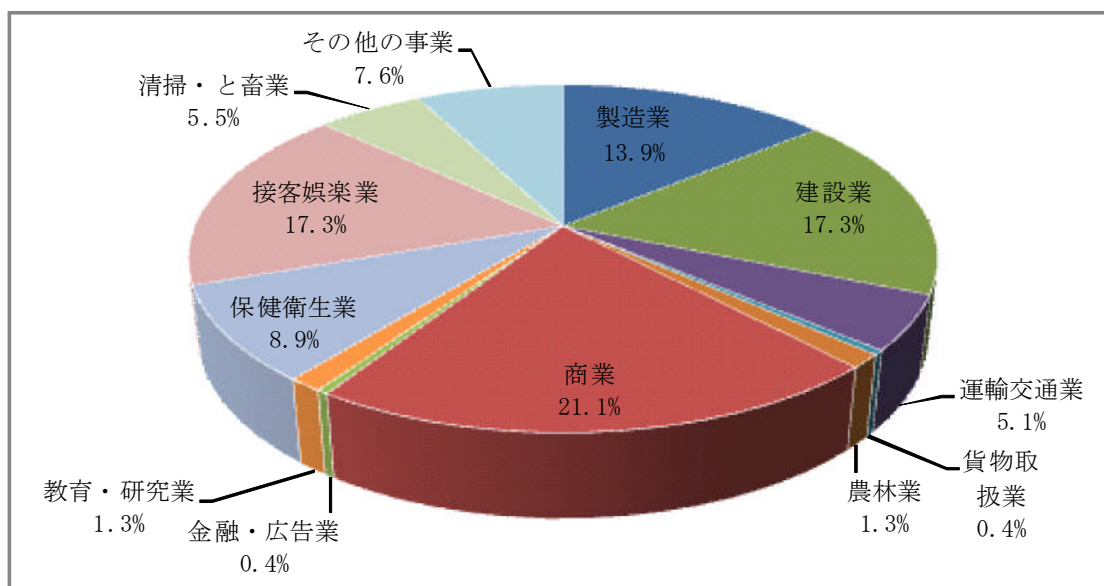


図2 平成23年業種別申告件数の割合



### 3 司法処理の状況

平成23年の送検件数は8件で、業種別では建設業が3件、製造業が2件、農林業、保健衛生業、接客娯楽業がそれぞれ1件となっている（「図3 平成23年業種別送検件数」参照）。なお、うち2件が告訴・告発によるものである。

送検法条項では、割増賃金が5件、労働時間、安全衛生関係が3件、労働条件の明示が2件、賃金不払、休日、虚偽陳述、最低賃金が1件となっている（「図4 平成23年事案別送検件数」参照（複数の法条項違反の場合あり））

図3 平成23年業種別送検件数

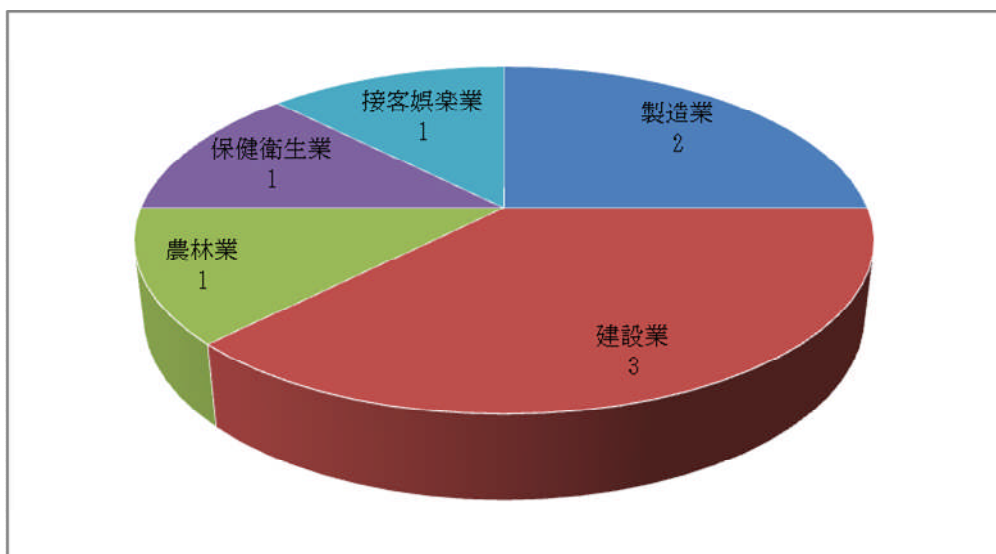
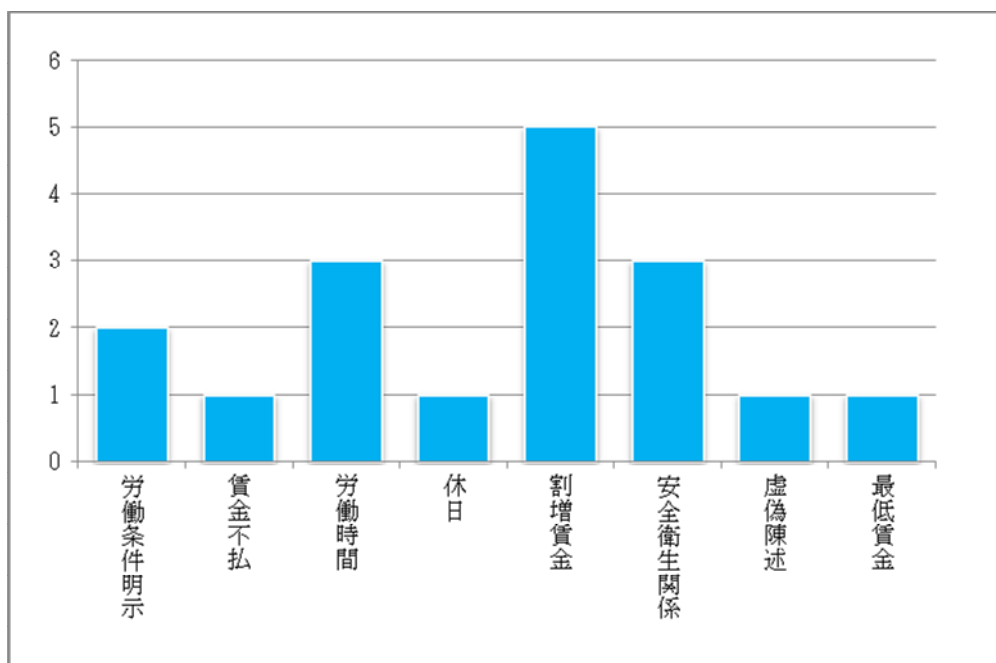


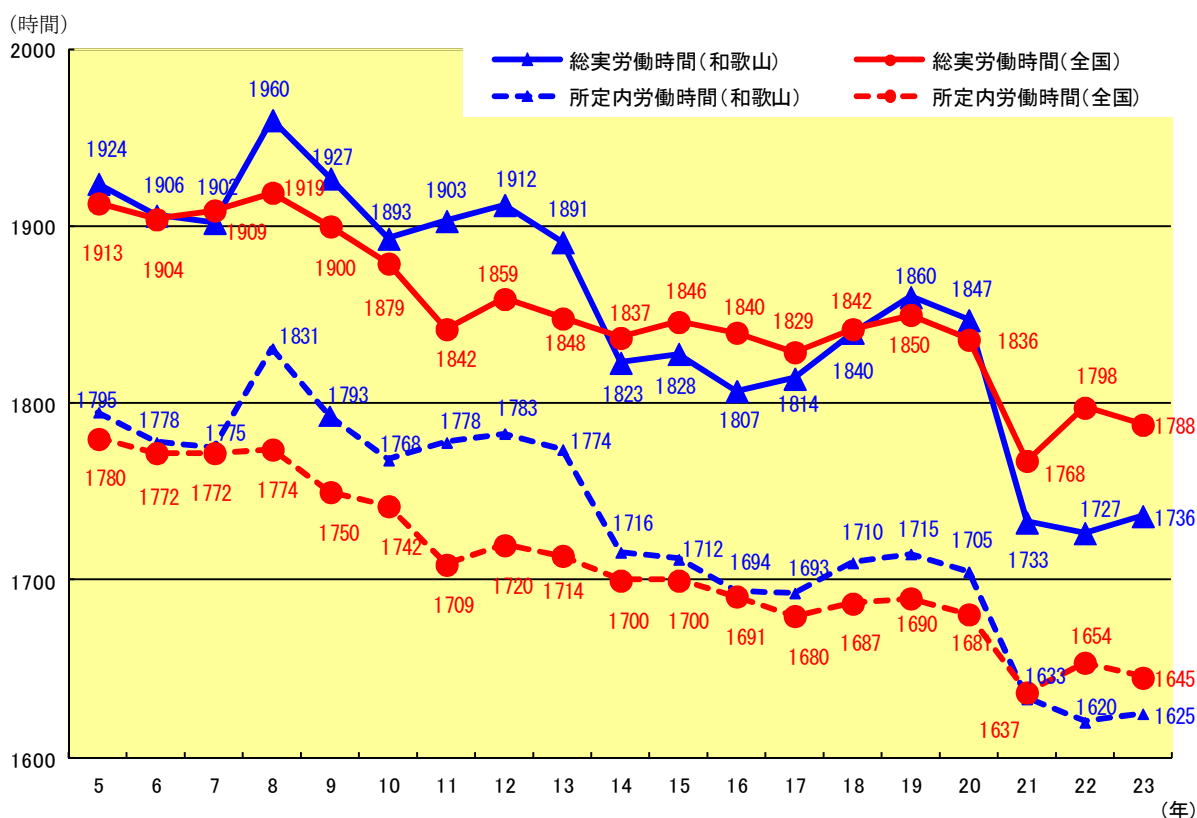
図4 平成23年事案別送検件数



#### 4 労働時間の現状

毎月勤労統計調査によると、和歌山県における平成23年の年間労働時間は、前年に比べ9時間増加した。労働者30人以上の事業場における年間総実労働時間は1736時間で、全国平均と比べ52時間短くなっている。一方、所定内労働時間は1625時間で、全国平均より20時間短くなっている。「図5 全国及び和歌山県における年間労働時間の推移（事業所規模30人以上、労働者1人平均）」参照。

図5 全国及び和歌山県における年間労働時間の推移（事業所規模30人以上、労働者1人平均）





## 第5章 安全衛生業務

### 1 労働災害の現況

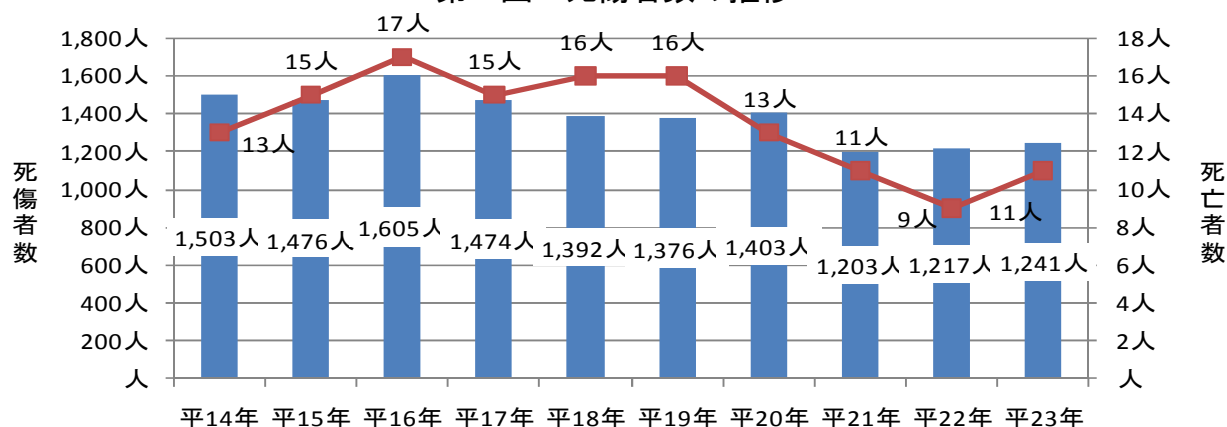
#### (1) 死傷災害の発生状況

管内の労働災害発生状況は、長期的には減少傾向で推移し、平成23年における休業4日以上死傷者数は1,241人と、前年比で24人増加し、2年連続の増加となった。

死亡災害については、昭和39年及び44年の94人をピークに、昭和60年まで順調に減少し、それ以降平成13年まではおおむね20人台で増減を繰り返しながら推移していたが、平成14年以降10人台に減少した。

平成23年は前年から2人増加して11人となった。

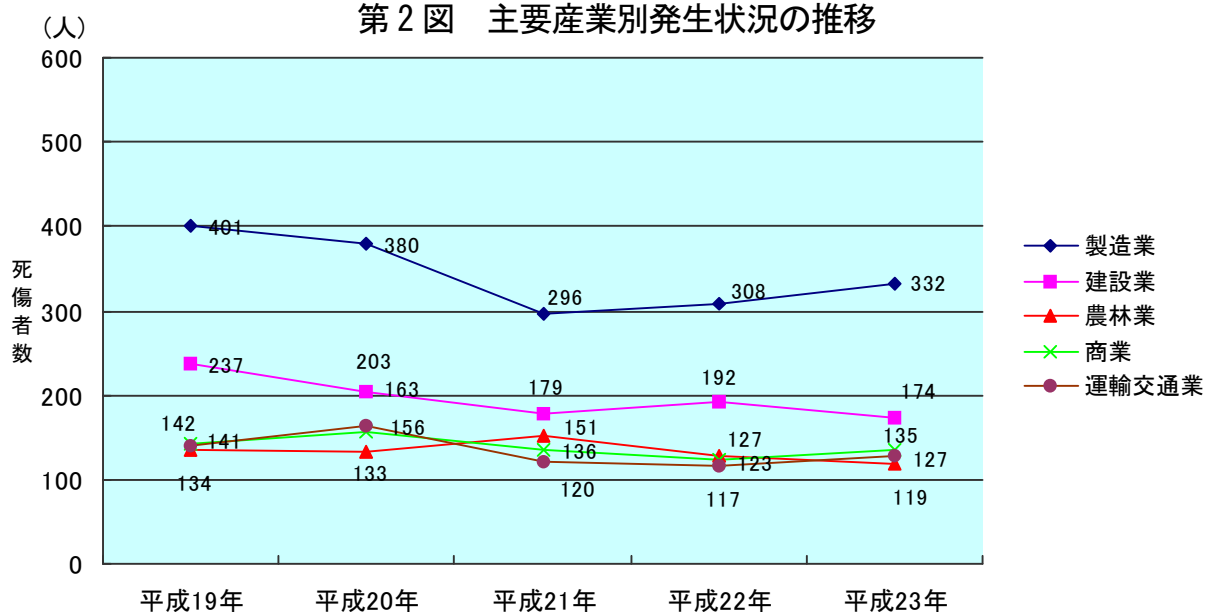
第1図 死傷者数の推移



#### (2) 業種別発生状況

平成23年の休業4日以上死傷災害(1,241人)を業種別にみると、製造業332人(26.8%)、建設業174人(14.0%)、農林業119人(9.6%)、商業135人(10.9%)、運輸交通業127人(10.2%)となっている。

第2図 主要産業別発生状況の推移

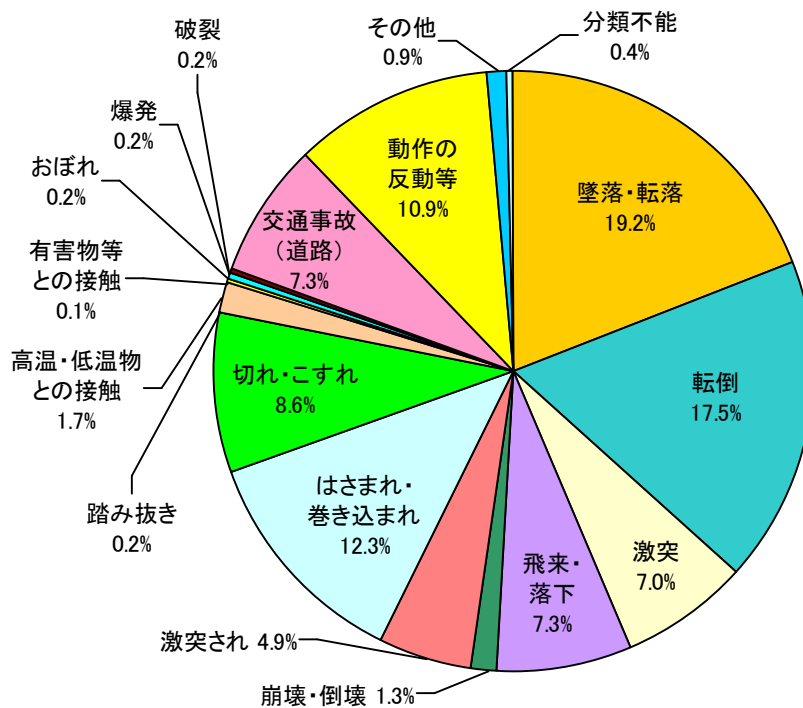


(3) 事故の型別発生状況

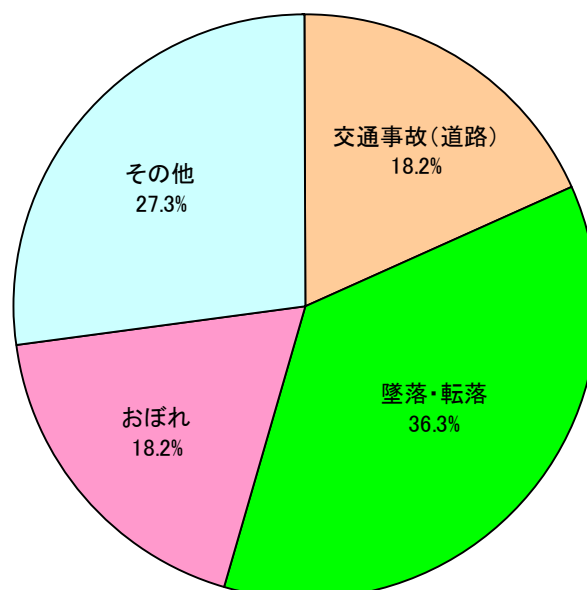
平成23年における休業4日以上死傷災害の事故の型別発生状況は、墜落・転落(19.2%)、転倒(17.5%)、はさまれ・巻き込まれ(12.3%)、動作の反動・無理な動作(10.9%)の順となっている。

死亡災害に限定すると、墜落・転落が4件(36.3%)と最も多く、次いで交通事故(道路)の2件(18.2%)、おぼれの2件(18.2%)となっている。

第3図 事故の型別発生状況 (休業4日以上死傷災害)



第4図 事故の型別発生状況 (死亡災害)



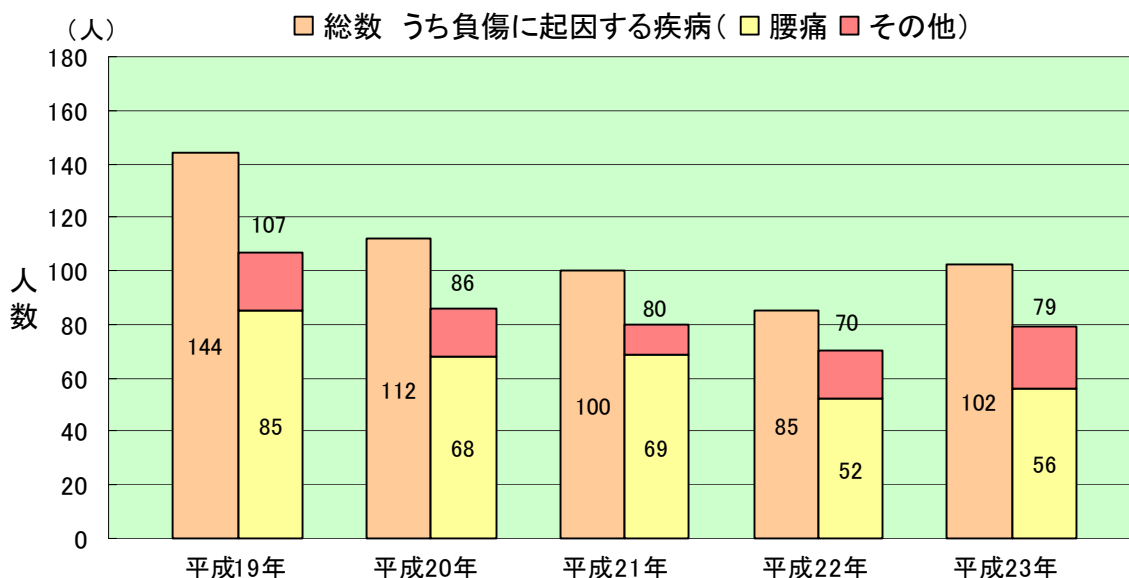
## 2 労働衛生の現況

### (1) 業務上疾病の発生状況

平成23年における業務上疾病の発生状況は102件で、前年と比べて17件減少した。

負傷に起因する疾病の特徴として、災害性腰痛が各年ともほぼ70%を占めている。

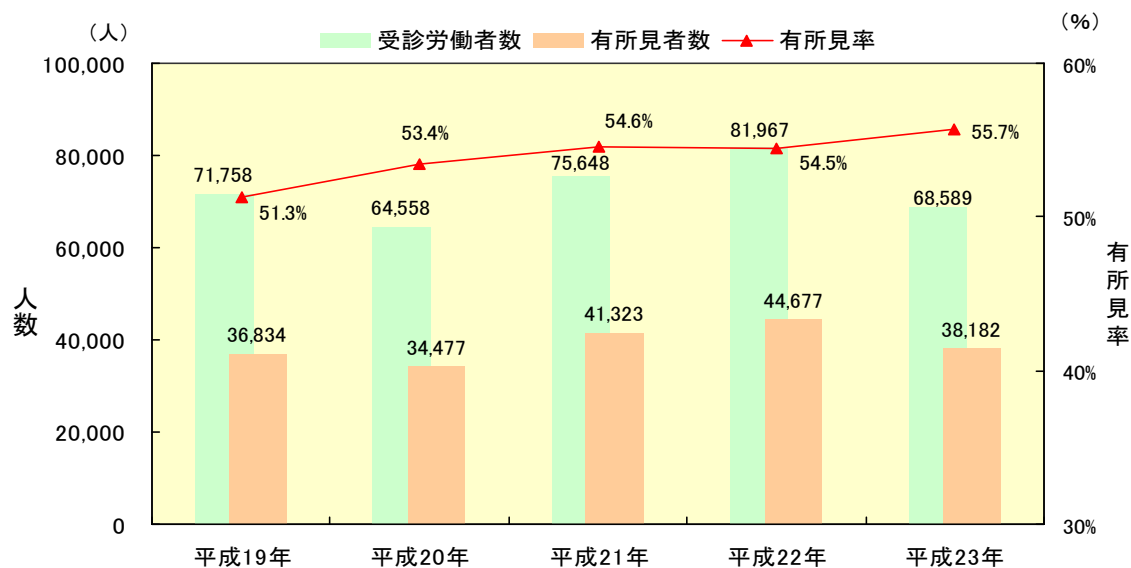
第1図 業務上疾病発生状況



### (2) 定期健康診断実施状況

一般定期健康診断結果(労働者50人以上の規模の事業場に報告義務がある。)をみると、有所見率が年々増加傾向にあり、平成23年も有所見者数が38,182人、有所見率は55.7%とほぼ横ばい状態になっている。

第2図 一般定期健康診断における有所見率の推移



3 その他

(1) 計画の届出状況

平成23年における労働安全衛生法第88条に基づく届出の状況は、次のとおりである。

第 1 表

対象 事項	1 法第88条1項によるもの	2 法88条2項によるもの																	
	動力プレス	溶剤分解炉	化学設備	乾燥設備・溶接設備	機械集材装置	運材索道	軌道装置	型枠支保工	架設通路	足場	ボイラ	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	デリック	エレベーター	建設用リフト	ゴンドラ	(安全小計)
届出数	21	10		2	52		2	123	55	267	7	57	52	1		10	3	1	663
実地調査数								11	9	21									41

第 2 表

対象 事項	2 法88条1・2項によるもの					
	有機溶剤設備等	鉛設備等	特定化学設備等	放射線装置	粉じん作業設備	(衛生小計)
届出数	12		14	36	3	65
実地調査数	1					1

第 3 表

対象 事項	3 法88条4項によるもの										小計	合計
	高さ31mを超える建築物又は工作物の建設等の仕事	最大の支間50m以上の橋梁の建設等の仕事	最大の支間30m以上の50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事	ずい道等の建設の仕事	掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の仕事	掘削の作業を行う仕事	圧気工法による作業を行う仕事	建築物における吹付け石綿の除去作業を行う仕事	ダイオキシン類対策特別措置法に掲げる廃棄物の焼却炉を有する設備の解体等の仕事	掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事		
届出数	30	10	6	12	114		12	3			187	915
実地調査数	1			2	2		1				6	48

※上記第1～3表において空欄は0(ゼロ)を表す

## 第6章 賃金業務

### 1 最低賃金対策の推進

和歌山県における最低賃金については、地域別最低賃金と2種類の産業別最低賃金が設定されている。

決定状況については第1表のとおりである。

地域別最低賃金については、平成24年7月6日に改正決定の諮問を行い、8月6日に答申が出された。異議の申し立てにかかる審議を経た後、平成24年10月1日から前年額を5円引上げ時間額690円とする改正決定を行った。

産業別最低賃金については、平成24年8月22日付けで改正決定の諮問を行い、専門部会で調査審議中である。

また、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の実施状況については、第2表のとおりである。

第1表 最低賃金決定状況

	最低賃金件名	最低賃金 (時間額)	使用者数	労働者数	効力発生日
地域別 最低賃金	和歌山県最低賃金	685 円 690 円	35,369	319,300	23.10.13 24.10.1
産業別 最低賃金	和歌山県鉄鋼業 最低賃金	799 円	17	3,400	23.12.30
産業別 最低賃金	和歌山県百貨店、総合 スーパー最低賃金	743 円	21	4,800	24.1.6

第2表 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果 (平成23年)

事 項	最賃の種類	合 計	地 域 別 最 賃	産 業 別 最 賃	鉄 鋼 業	百 貨 店、 総 合 ス ー パ ー
監督実施事業場数		159	159	0	0	0
法第4条違反事業場数		10	10	0	0	0
法第4条違反事業場の最低賃金に対する認識状況	適用される最低賃金額を知っている。	3	3	0	0	0
	金額は知らないが最低賃金が適用されることは知っている。	5	5	0	0	0
	最低賃金が適用されることを知らなかった。	2	2	0	0	0

## 2 家内労働対策の推進

家内労働の概況・委託者及び家内労働者の推移は、第3表及び第4表のとおりであるが、厳しい経済状況・産業構造の変革により家内労働委託者・家内労働者は年々減少しており、平成23年度においては繊維工業を中心に家内労働者622人、補助者43人、家内労働委託者52人という状況となっている。

また、最低工賃については「和歌山県作業手袋製造業」及び「和歌山県パジャマ・ネグリジェ製造業」の2業種について最低工賃を設定している。

現在、この2業種の最低工賃の改正については、平成22年度を初年度として平成24年度までを期間とする第10次最低工賃新設・改正計画を策定し、計画的に最低工賃の改正を推進しているところである。

なお、現行の最低工賃については、第5表のとおりである。

第3表 家内労働概況 (平成23年)

業 種 名	委託者数	家内労働者数			補助者数		
		男	女	計	男	女	計
食料品製造業	1	0	5	5	0	0	0
繊維工業	38	19	277	296	8	27	35
紙・紙加工品製造業	2	8	11	19	2	2	4
ゴム製品製造業	1	6	47	53	0	0	0
金属製品製造業	1	1	10	11	0	0	0
電気機械器具製造業	3	6	86	92	2	1	3
機械器具等製造業	1	2	43	45	0	0	0
その他（雑貨等）	5	6	95	101	0	1	1
計	52	48	574	622	12	31	43

第4表 委託者数及び家内労働者数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
家内労働委託者	76	74	70	70	68	52
家内労働者	927	933	922	922	855	622
補助者	15	8	7	7	10	43

第5表 最低工賃決定状況

	件名	改正回数	最低工賃額	委託者数	家内労働者数	効力発生年月日
1	作業手袋製造業	9回	別記(1)のとおり	25	182	平成11年5月10日
2	パジャマ・ネグリジェ製造業	7回	別記(2)のとおり	8	76	平成10年5月19日

別記(1) 次表の業務欄及び作業工程欄の区分に応じ、1ダースにつき金額欄に掲げる工賃額

	業務	工程	金額
ミシン加工	オーバーロックミシンによるもの	手首の口部のゴム入れ及びかがり	24円
	三本針ミシンによるもの	本体とゴム編みの縫い合わせ(ゴム切りを含む)	57円
仕上げ	仕上げ機によるもの	傷見、計数の確認及び結束	20円
	手作業によるもの	傷見、計数の確認及び結束	23円

別記(2) 大人用パジャマ又は大人用ネグリジェの縫製業務で下表の品目、工程の区分に応じ、右欄に掲げる工賃額

①パジャマ

品目	作業工程	工賃額
上衣	丸縫い(前開きであって、前立て(しん地付き)及び背当てを付けるもの)	1枚につき 110円
	ネーム付け	1枚につき 4円
	ポケット付け	1枚につき 8円
	肩合わせ縫い、そで付け及びわき縫い	1枚につき 26円
	衿付け	1枚につき 16円
	すそ三つ折り縫い	1枚につき 5円
	カフス付け	1枚につき 9円
ズボン	丸縫い(前立て及びすそカフスのないもの)	1枚につき 44円

②ネグリジェ

作業工程	工賃額
丸縫い	1枚につき 133円
ネーム付け	1枚につき 4円
そで口三つ巻き縫い	1枚につき 6円
肩合わせ縫い、そで付け及びわき縫い	1枚につき 28円
すそ三つ折り縫い	1枚につき 10円



## 第7章 労災補償業務

### 1 労災保険収支・給付状況

平成23年度における労災保険収支額は、収入の部(保険料収入額)は、49億592万円と前年度額より、9,856万円の増収となっている。

支出の部(労災保険給付・特別支給金の合計)は、91億6,585万円で前年度に比べ2億309万円の減少となっている。

支出の部のうち、長期給付である遺族(補償)年金、傷病(補償)年金、障害(補償)年金に要した支出額は、43億2,583万円で全体の47.2%、他方、短期給付である療養(補償)給付、休業(補償)給付、障害(補償)一時金等に要した支出額は、48億4,022万円で全体の52.8%となっている。

給付種類別では長期給付の「年金給付」が47.2%と最も多く、続いて短期給付の「療養」21.7%、「特別支給金」12.5%、「休業」11.9%、「障害」4.5%、「その他」2.3%となっている(「第1表給付種類別支払状況」参照)。業種別では、「建設事業」30億4,856万円(構成比33.3%)、「製造業」22億9,995万円(同25.1%)、「その他の事業」19億6015万円(21.4%)と続き、この3業種で全業種の79.8%を占めている(「第2表業種別支払状況」参照)。

### 2 最近における労災補償の動向

最近の労災保険給付の状況を見ると、保険給付額は減少傾向にあるものの、新規受給者数については、平成21年度4,269人、平成22年度4,451人、平成23年度4,963人と3年連続して増加している。業種別では、「その他の事業」が最も多く、ついで「製造業」、「建設事業」となっている。

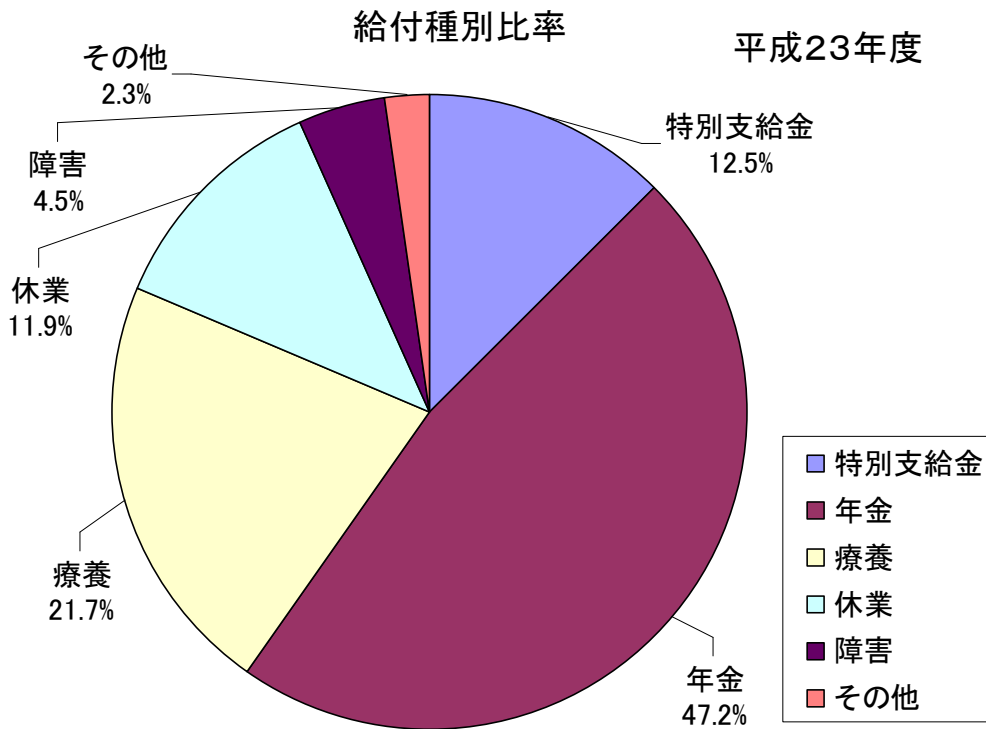
社会的にも大きな関心を集めている脳・心臓疾患及び精神障害に係る平成23年度の請求・支給決定件数については、脳・心臓疾患の請求が6件で支給決定3件、精神障害の請求が2件で支給決定1件となっている。

脳・心臓疾患と精神障害の請求件数の推移についてみると、平成18年度が最も多く併せて28件であり、次に平成22年度が20件であったが、平成23年度は8件であった。また、健康被害がマスコミで大きく取り上げられている石綿ばく露による肺がん、中皮腫に係る平成23年度の請求・支給決定件数は、肺がんの請求が6件で支給決定3件、中皮腫の請求が5件で支給決定4件となっている。このほか、平成23年度には、びまん性胸膜肥厚1件も支給決定している。

石綿救済法による特別遺族給付金については、平成23年度に請求・決定ともなかった。

第1表 給付種類別支払状況

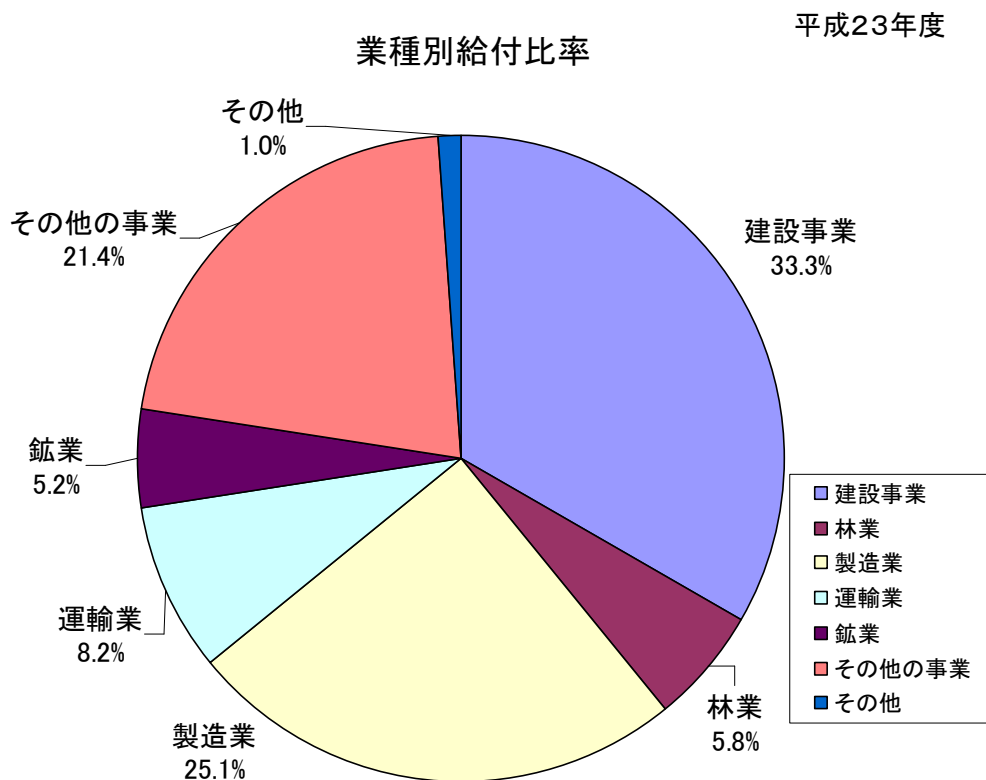
給付別	平成22年度		平成23年度		対前年度 増減率 (ポイント)
	金額	構成比率 (%)	金額	構成比率 (%)	
療養(補償)給付	2,074,258,149	22.1	1,991,255,873	21.7	▲ 4.0
休業(補償)給付	1,085,616,690	11.6	1,086,248,561	11.9	0.1
障害(補償)給付	374,811,540	4.0	409,907,093	4.5	9.4
遺族(補償)給付	49,364,612	0.5	109,806,968	1.2	122.4
介護(補償)給付	69,789,312	0.7	68,783,360	0.8	▲ 1.4
葬祭料(葬祭給付)	29,749,110	0.3	29,110,470	0.3	▲ 2.1
二次健康診断等給付	3,298,864	0.0	3,132,018	0.0	▲ 5.1
年金給付	4,516,180,640	48.2	4,325,834,853	47.2	▲ 4.2
特別支給金	1,165,872,629	12.4	1,141,779,863	12.5	▲ 2.1
計	9,368,941,546	100.0	9,165,859,059	100.0	▲ 2.2



第2表 業種別支払状況(特別支給金を含む)

業種別	平成22年度		平成23年度		対前年度 増減率 (ポイント)
	金額	構成比率 (%)	金額	構成比率 (%)	
① 林業	581,276,336	6.2	532,035,094	5.8	▲ 8.5
② 漁業	63,162,751	0.7	57,535,137	0.6	▲ 8.9
③ 鉱業	518,205,424	5.5	474,407,437	5.2	▲ 8.5
④ 建設事業	3,090,794,555	33.0	3,048,565,472	33.3	▲ 1.4
⑤ 製造業	2,340,317,499	25.0	2,299,523,799	25.1	▲ 1.7
⑥ 運輸業	780,925,507	8.3	754,747,973	8.2	▲ 3.4
⑦電気・ガス・水道・熱供給事業	15,860,209	0.2	37,285,904	0.4	135.1
⑧ その他の事業	1,973,201,345	21.1	1,960,515,846	21.4	▲ 0.6
⑨ 船舶所有者の事業	5,197,920	0.1	1,242,397	0.0	▲ 76.1
計	9,368,941,546	100.0	9,165,859,059	100.0	▲ 2.2

※⑧その他の事業には、上記①～⑦及び⑨以外の、各種サービス業、卸売小売業、飲食又は宿泊業などが含まれる。



**第3表 脳・心臓疾患請求事案の年度別処理状況(1号事案除く)**

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度
	請求件数		18	8	8	8	10
支給決定件数		5	2	2	4	2	3

注) 1 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものでない。  
 2 平成13年12月に脳・心臓疾患の認定基準が改正されている。

**第4表 精神障害等事案の年度別処理状況**

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	精神障害	請求件数	10	6	8	10	10
支給決定件数		0	0	4	1	3	1
内自殺 (未遂を含む)	請求件数	0	0	0	0	2	0
	支給決定件数	0	0	0	0	1	0

**第5表 石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の年度別支給決定状況**

疾病名	年度	平成18年度 以前	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	石綿にさらされる 業務による肺がん	支給決定件数	14	3	3	5	5
石綿にさらされる 業務による中皮腫	支給決定件数	10	2	3	1	2	4
計	支給決定件数	24	5	6	6	7	7

**第6表 石綿救済法による特別遺族給付金年度別処理状況**

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	請求件数		3	0	4	1	0
支給決定件数		5	0	0	3	0	0

## 第8章 職業安定・職業対策業務

### 1 雇用失業情勢

経済情勢が平成20年秋以降の米国発の金融危機のあおりを受けて景気の後退局面に陥ったことにより、平成20年9月に0.8倍台であった有効求人倍率(季節調整値)が、10月で0.7倍台、平成21年2月で0.6倍台、4月からは0.5倍台と平成16年2月以来の低水準となった。このため、平成21年度の有効求人倍率の平均値は0.53倍で前年度(0.78倍)を0.25ポイントも下回る厳しい状況となっていたが、平成22年度の有効求人倍率の平均値は0.62倍と、雇用情勢は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きを続け、平成23年度の有効求人倍率の平均値は前年度より0.11ポイント上昇の0.73倍となった。

### 2 一般職業紹介状況

#### (1) 求人の状況

平成23年度の新規求人数は、前年度に比べて4,227人(7.2%)増加の62,572人となった。

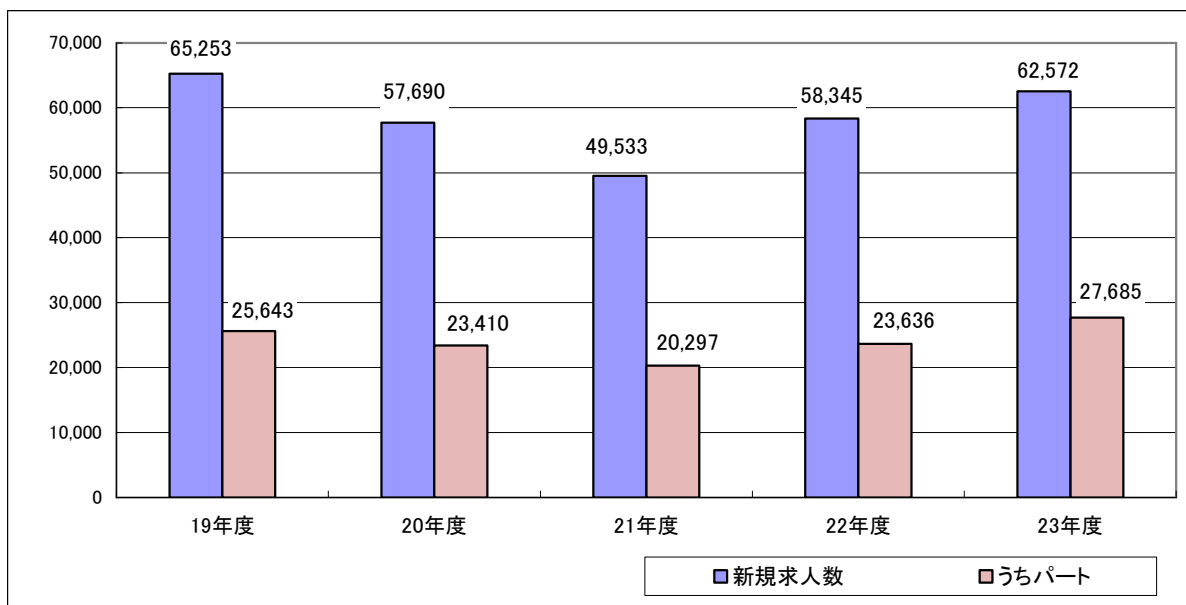
これを主な産業別に前年度と比べると、農,林,漁業342人増(前年度比20.2%)、建設業717人増(同22.3%)、製造業90人増(同1.4%)、情報通信業59人増(同5.9%)、運輸業,郵便業461人増(同12.9%)、卸売業,小売業592人増(同7.0%)、宿泊業,飲食サービス業288人増(同5.8%)、生活関連サービス業,娯楽業102人増(同4.1%)、教育,学習支援業407人増(同25.8%)、医療,福祉971人増(同7.0%)、サービス業102人減(同▲1.7%)、公務・その他35人増(同2.3%)となっている。

新規求人数のうちパートタイムは、前年度に比べて4,049人(17.1%)増加の27,685人となっている。

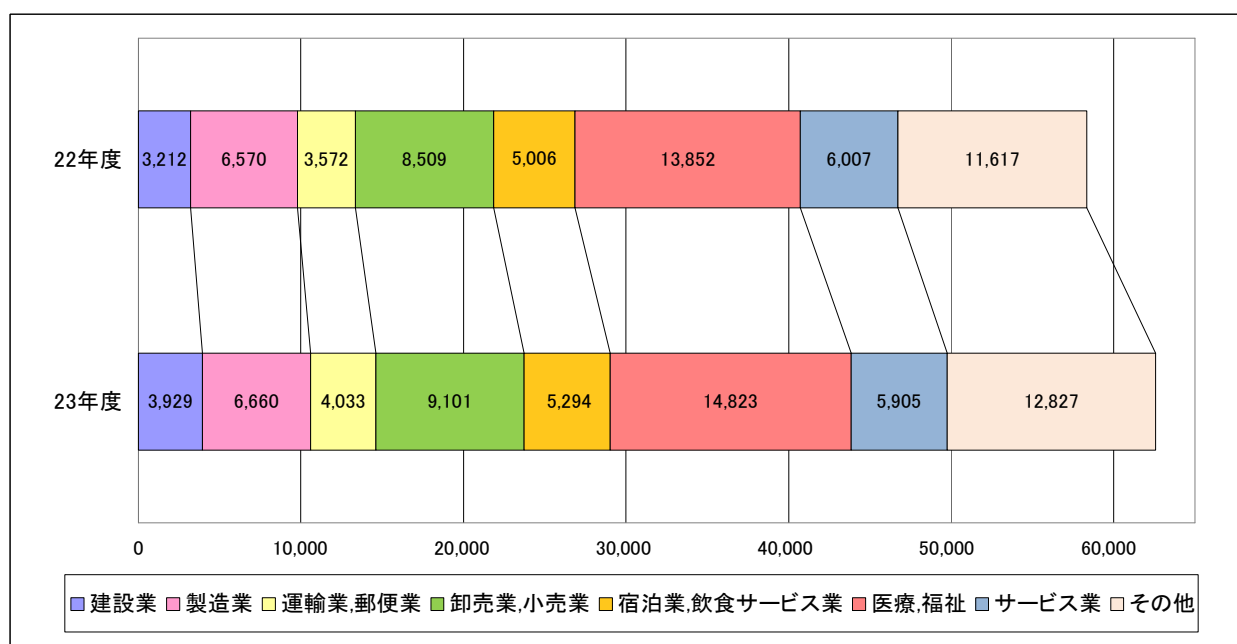
また、月間有効求人数は、前年度に比べて18,399人(13.2%)増加の157,600人となった。

月間有効求人数のうちパートタイムは、前年度に比べて12,400人(21.8%)増加の69,384人となっている。

第1表 新規求人数の推移



第2表 主要産業別新規求人数の動向（パートを含む）



## (2) 求職の状況

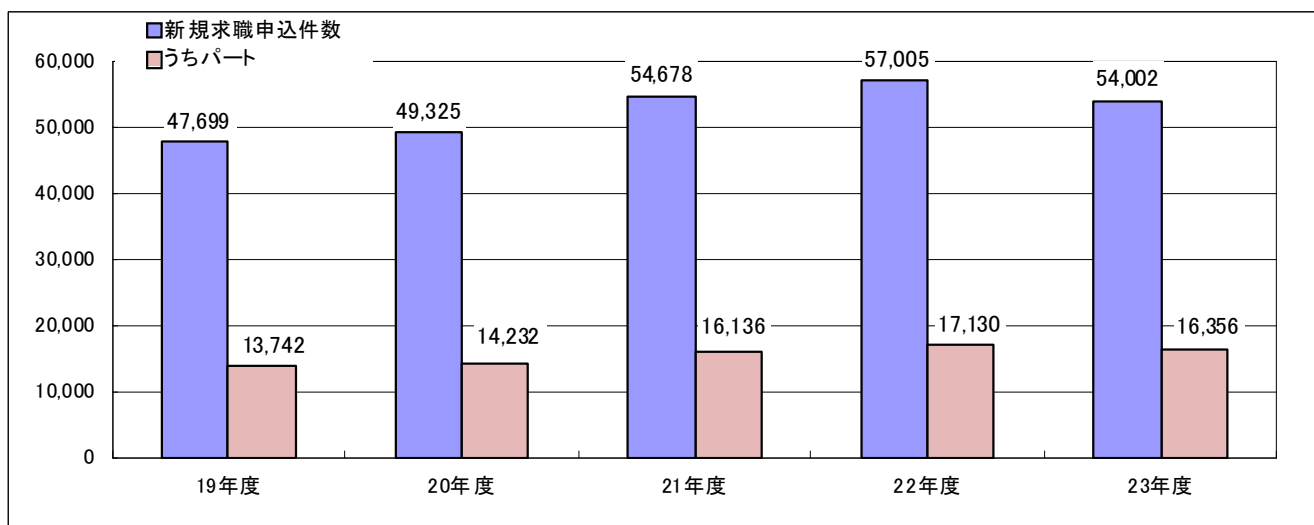
平成23年度の新規求職申込件数は、前年度に比べて3,003件（▲5.3%）減少の54,002件となった。

新規求職申込件数のうちパートタイムは、前年度に比べて774件（▲4.5%）減少の16,356件となっている。

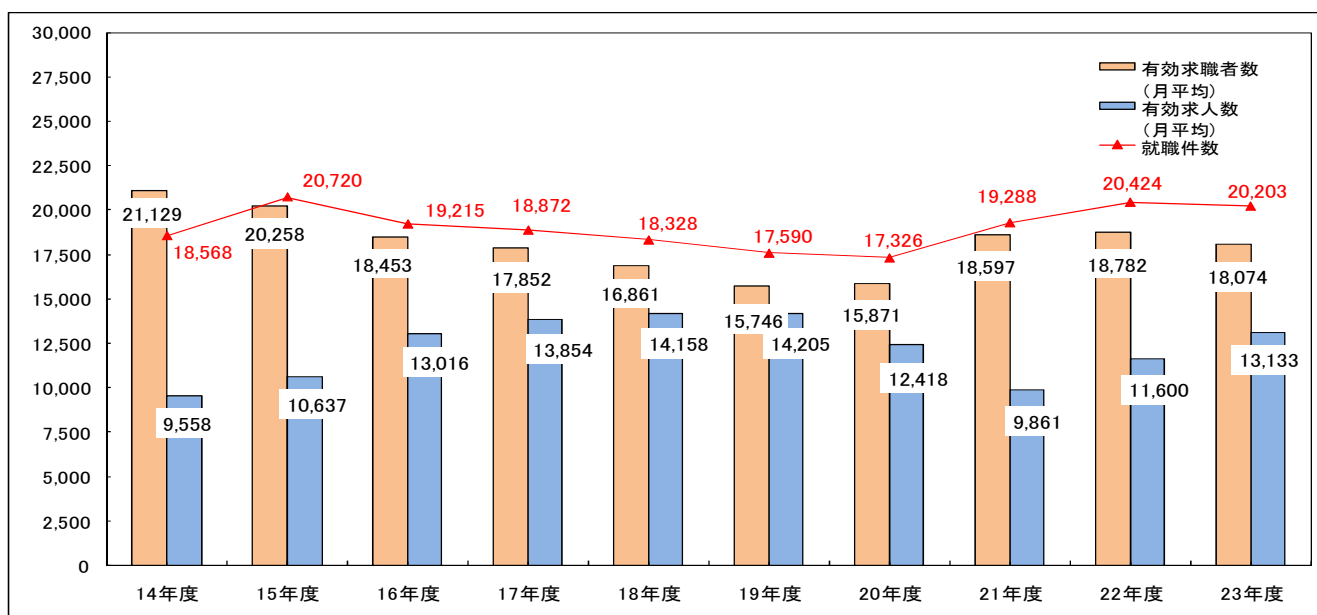
また、月間有効求職者数は、前年度に比べて8,501人（▲3.8%）減少の216,884人となった。

月間有効求職者数のうちパートタイムは、前年度に比べて570人（▲0.9%）減少の64,207人となっている。

第3表 新規求職申込件数の推移



第4表 有効求人数、有効求職者数、就職件数の推移



### (3) 就職の状況

平成23年度の就職件数は、前年度に比べて221件（▲1.1%）減少の20,203件となった。

就職件数のうち雇用保険受給者の就職件数は、前年度に比べて188件（4.6%）増加の4,281件となっている。

第5表 一般職業紹介状況の推移

項目 年度別	新規求職申込者数		月間有効求職者数 (月平均)		新規求人数		月間有効求人数 (月平均)		就職件数	
		パート		パート		パート		パート		パート
平成 19 年度	47,699	13,742	15,746	4,353	65,253	25,643	14,205	5,620	17,590	5,685
平成 20 年度	49,325	14,232	15,871	4,414	57,690	23,410	12,418	5,079	17,326	6,022
平成 21 年度	54,678	16,136	18,597	5,123	49,533	20,297	9,861	4,113	19,288	6,975
平成 22 年度	57,005	17,130	18,782	5,398	58,345	23,636	11,600	4,749	20,424	7,176
平成 23 年度	54,002	16,356	18,074	5,351	62,572	27,685	13,133	5,782	20,203	7,566
前年度 比(%)	▲ 5.3	▲ 4.5	▲ 3.8	▲ 0.9	7.2	17.1	13.2	21.8	▲ 1.1	5.4

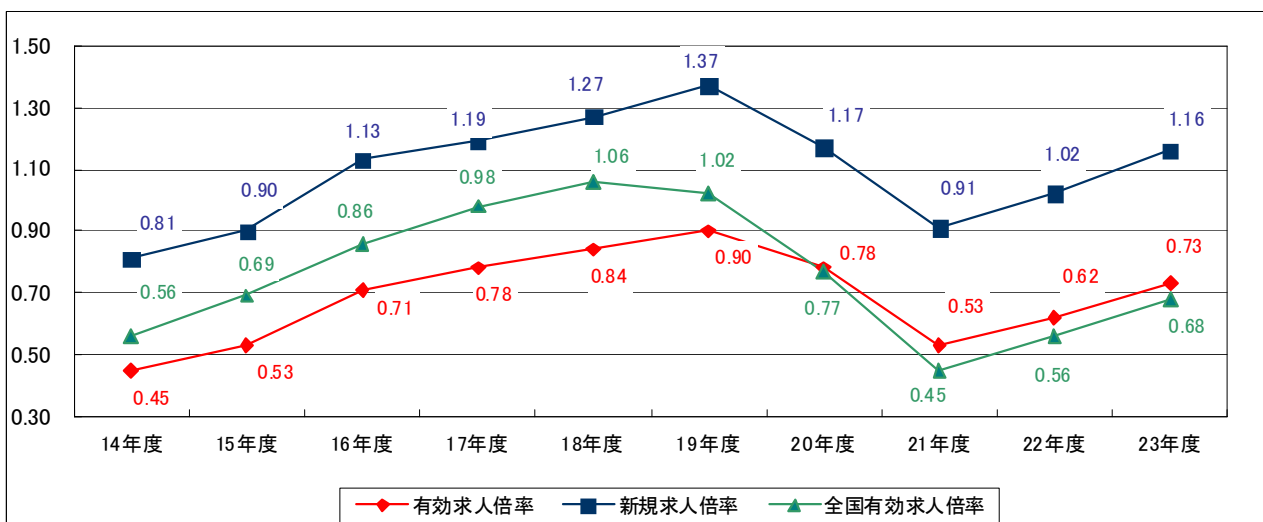
### (4) 求人倍率

平成23年度の新規求人倍率は、前年度に比べて0.14ポイント上昇の1.16倍となった。

また、有効求人倍率は、前年度に比べて0.11ポイント上昇の0.73倍となった。



第6表 求人倍率の推移（1）



第6表 求人倍率の推移（2）

年度別	新規求人倍率（倍）		有効求人倍率（倍）	
		パート		パート
平成 19 年度	1.37	1.87	0.90	1.29
平成 20 年度	1.17	1.64	0.78	1.15
平成 21 年度	0.91	1.26	0.53	0.80
平成 22 年度	1.02	1.38	0.62	0.88
平成 23 年度	1.16	1.69	0.73	1.08
前年度差(ポイント)	0.14	0.31	0.11	0.20

### 3 中高年齢者（45歳以上）の職業紹介等状況

#### （1）求職、就職状況

平成23年度の中高年齢者の新規求職申込件数は、前年度に比べて325件（▲1.7%）減少の18,708件となり、うち55歳以上は、8件（0.1%）増加の10,116件となっている。

また、月間有効求職者数は、前年度に比べて602人（▲0.7%）減少の85,679人となり、うち55歳以上は、624人（1.3%）増加の48,504人となっている。

就職件数は、前年度に比べて250件（4.2%）増加の6,226件となり、うち55歳以上は、158件（5.8%）増加の2,868件となっている。

第7表 中高年齢者（45歳以上）の職業紹介状況

項目 年度別	新規求職申込件数			月間有効求職者数(月平均)			就職件数		
		55歳以上	全体に占める中高年齢者の割合(%)		55歳以上	全体に占める中高年齢者の割合(%)		55歳以上	全体に占める中高年齢者の割合(%)
平成19年度	15,148	8,468	31.8	5,866	3,403	37.3	4,504	2,085	25.6
平成20年度	15,900	8,601	32.2	5,924	3,396	37.3	4,669	2,038	26.9
平成21年度	18,314	10,087	33.5	7,092	4,014	38.1	5,549	2,514	28.8
平成22年度	19,033	10,108	33.4	7,190	3,990	38.3	5,976	2,710	29.3
平成23年度	18,708	10,116	34.6	7,140	4,042	39.5	6,226	2,868	30.8
前年度比(差)	▲1.7	0.1	1.2	▲0.7	1.3	1.2	4.2	5.8	1.5

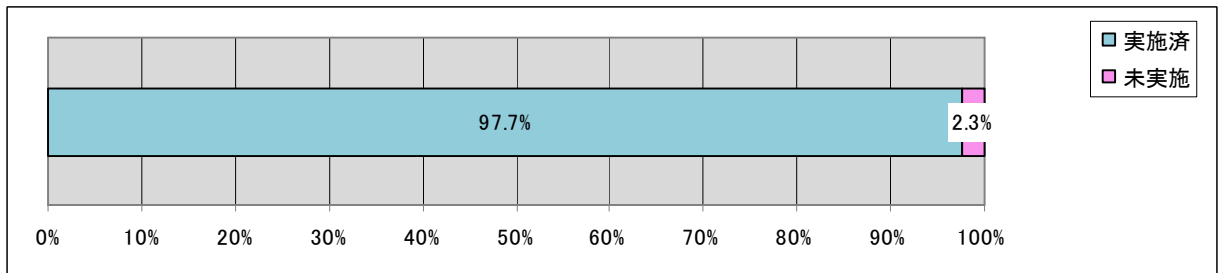
(2) 高年齢者雇用確保措置の状況

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に沿った高年齢者雇用確保措置の実施状況として、31人以上規模976企業のうち64歳以上の高年齢雇用確保措置の実施企業の割合は97.7%（対前年比0.6ポイント増）で、うち対象年齢を65歳以上まで引き上げた企業は90.7%（同2.0ポイント増）となっている。

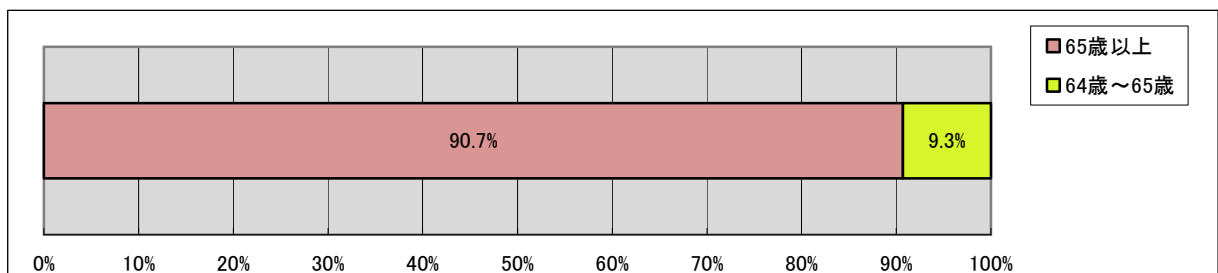
また、希望者全員が65歳まで働ける制度を導入している企業の割合は52.9%（同1.2ポイント増）、70歳まで働ける企業は19.9%（前年と同水準）となっている。

第8表 高年齢者雇用確保措置（64歳義務化）の状況

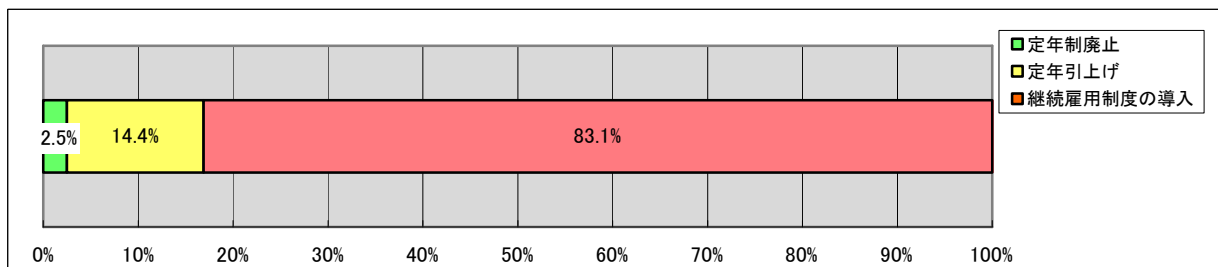
(1) 高年齢者雇用確保措置の実施状況



(2) 高年齢者雇用確保措置の上限年齢



(3) 高年齢者雇用確保措置の内訳



※ (1)～(3)とも平成24年6月1日現在。31人以上規模企業対象。

#### 4 障害者の職業紹介等状況

##### (1) 求職、就職状況

平成23年度の障害者の新規求職申込件数は1,017件（身体障害者508件、知的障害者216件、精神障害者265件、その他障害者28件）で、前年度に比べて49件（5.1%）の増加となった。

また、就職件数は484件（身体障害者211件、知的障害者138件、精神障害者127件、その他障害者8件）で、前年度に比べて28件（6.1%）の増加となった。

平成24年3月末現在の登録者数は4,786人で、前年に比べて125人（2.7%）の増加となった。このうち、就業中の者は2,888人で全体の60.3%となっている。

##### (2) 民間企業の雇用状況

本県の一般の民間企業における障害者の雇用率は、平成23年6月1日現在で1.82%と前年に比べて0.10ポイントの低下となり、全国平均1.65%に対して0.17ポイント上回っている。

障害者雇用率未達成企業の割合は41.1%で、前年に比べて3.5ポイント悪化した。

第9表 障害者の職業紹介等状況

##### (1) 職業紹介状況

区分	身体障害者						知的障害者					
	新規求職申込件数		紹介件数		就職件数		新規求職申込件数		紹介件数		就職件数	
		うち 重度		うち 重度		うち 重度		うち 重度		うち 重度		うち 重度
平成22年度	526	197	957	363	208	88	180	32	262	72	129	28
平成23年度	508	201	1,029	420	211	89	216	41	264	58	138	27

区分	精神障害者			その他障害者		
	新規求職申込件数	紹介件数	就職件数	新規求職申込件数	紹介件数	就職件数
平成22年度	249	504	110	13	31	9
平成23年度	265	558	127	28	57	8

##### (2) 登録状況

(平成24年3月末現在)

有効求職者					就業中の者					保留中の者					合計				
身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計	身体	知的	精神	その他	計
952	307	406	20	1,685	1,651	889	333	15	2,888	113	70	30	0	213	2,716	1,266	769	35	4,786

(3) 一般の民間企業における雇用状況

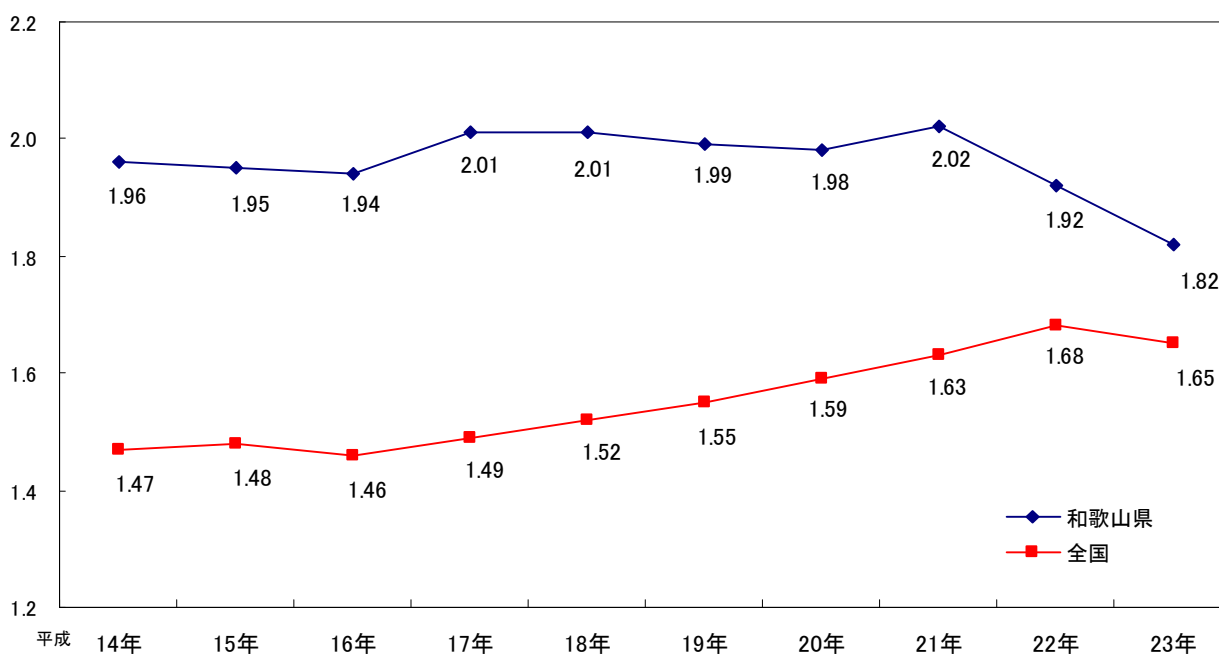
(各年6月1日現在)

区分	企業数	雇用状況			雇用率未達成企業の割合
		常用労働者数	障害者数	実雇用率	
平成22年	425	65,154	1,251.5	1.92%	37.6%(160企業)
平成23年	455	76,348.5	1,386.5	1.82%	41.1%(187企業)

(注) 常用労働者数は除外率控除後の人数。

(4) 一般の民間企業における雇用率の推移

(各年6月1日現在)



## 5 新規学校卒業者の職業紹介状況

### (1) 中学校卒業者の状況

平成24年3月卒業者のうち求職者数は3人で、前年に比べて1人（50.0%）の増加となった。

一方、求人数は7人で、前年に比べて4人（133.3%）の増加となった。

また、就職者数は3人と前年に比べて1人多く、3人とも県内企業に就職している。

### (2) 高等学校卒業者の状況

平成24年3月卒業者のうち求職者数は1,591人で、前年に比べて13人（▲0.8%）の減少となった。

一方、求人数は1,478人で、前年に比べて27人（1.9%）の増加となった。

また、就職者数は1,566人と前年に比べて6人（▲0.4%）少なく、就職率は98.4%で前年を0.4ポイント上回った。

なお、県内企業への就職者は1,228人（全体の78.4%）となっている。

第10表 新規学校卒業者の職業紹介状況

#### (1) 中学

(平成24年6月末現在)

区分	求職者数			求人数		就職者数			就職率 (%)	求人倍率 (倍)
	計	男	女		前年比	計	男	女		
平成22年3月卒	4	2	2	1	▲80.0	4	2	2	100.0	0.25
平成23年3月卒	2	1	1	3	200.0	2	1	1	100.0	1.50
平成24年3月卒	3	0	3	7	133.3	3	0	3	100.0	2.33

(注) 求職者は、就職希望者のうち学校又は安定所の紹介を希望する者。

(2) 高校

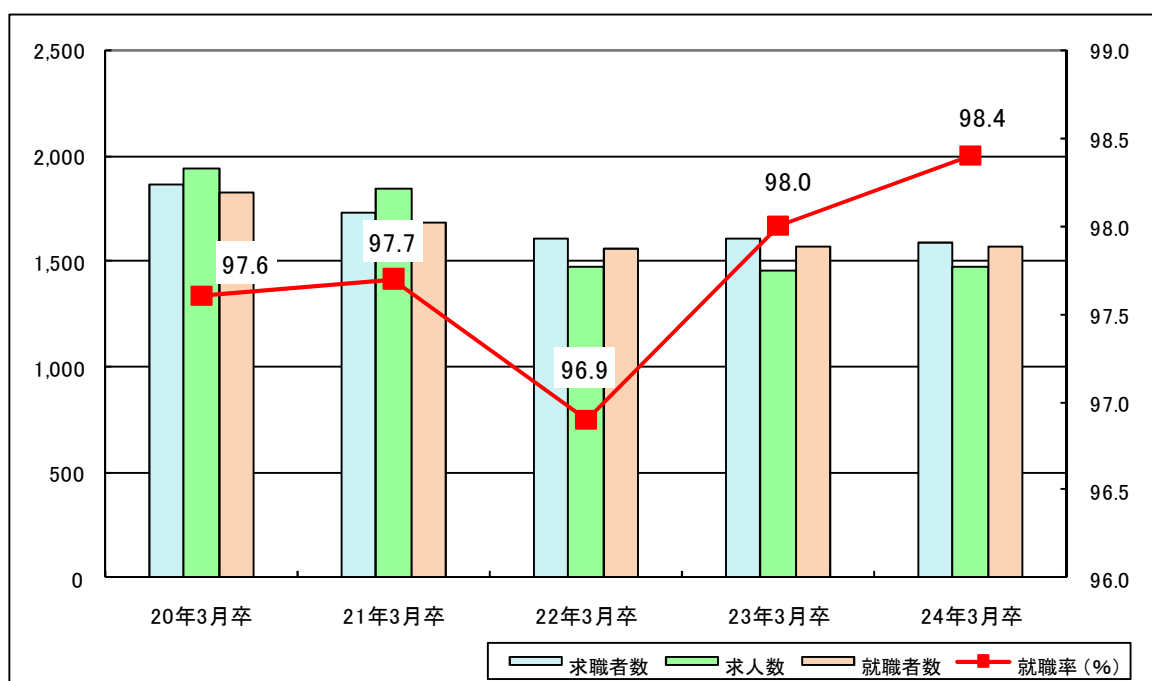
(平成 24 年 6 月末現在)

区分	求職者数			求人数	前年比	就職者数			就職率 (%)	求人倍率 (倍)
	計	男	女			計	男	女		
平成 22 年 3 月卒	1,609	891	718	1,473	▲20.2	1,559	880	679	96.9	0.92
平成 23 年 3 月卒	1,604	946	658	1,451	▲1.5	1,572	936	636	98.0	0.90
平成 24 年 3 月卒	1,591	939	652	1,478	1.9	1,566	929	637	98.4	0.93

- (注) 1 求職者は、就職希望者のうち学校又は安定所の紹介を希望する者。  
 2 就職者は、就職決定者のうち学校又は安定所の紹介による者。

(3) 高等学校卒業者の職業紹介状況の推移

(平成 24 年 6 月末現在)



## 6 各種助成金の支給状況

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給決定件数及び支給金額は、前年度より大幅に減少した。また、その他の助成金は、新たに創設された助成金等もあったため、支給決定件数及び支給金額は増加となった。

第11表 各種助成金の支給状況

区分		平成22年度		平成23年度	
		件数	金額	件数	金額
特定求職者雇用開発助成金	60歳以上の者	333	119,608,230	350	127,629,642
	障害者	302	114,384,284	398	163,541,074
	母子家庭の母等	422	155,745,537	425	158,548,043
雇用調整助成金	休業	51	153,382,375	24	49,519,079
	教育訓練	43	57,297,870	6	2,684,495
	出向	0	0	2	3,162,534
中小企業緊急雇用安定助成金	休業	3,675	1,157,547,554	2,531	823,999,480
	教育訓練	777	589,828,374	283	104,635,494
	出向	1	775,745	0	0
労働移動支援助成金	求職活動等支援給付金	0	0	0	0
	再就職支援給付金	14	15,165,000	8	18,711,000
試行雇用奨励金	中高年齢者	25	2,660,000	6	640,000
	若年者	485	51,600,000	520	57,050,000
	母子家庭の母等	0	0	0	0
	障害者	107	12,200,000	66	7,780,000
受給資格者創業支援助成金		26	18,447,469	17	9,443,126
介護基盤人材確保助成金		19	20,334,999	9	11,007,113
若年者雇用促進特別奨励金		6	1,125,000	-	-
育児休業取得促進等助成金		1	322,413	0	0
中小企業雇用安定化奨励金		0	0	13	3,800,000
地域雇用開発助成金		24	74,600,000	26	83,850,000
地域再生中小企業創業助成金		20	54,626,000	24	56,581,000
介護未経験者確保等助成金		193	66,000,000	44	13,750,000
介護労働者設備等導入奨励金		18	31,631,752	27	51,673,128
派遣労働者雇用安定化特別奨励金		36	23,075,000	50	26,600,000
若年者等正規雇用化特別奨励金		102	44,250,000	159	61,500,000
精神障害者ステップアップ奨励金		5	735,000	4	520,000



実習型雇用試行雇用奨励金	152	17,370,000	19	9,930,000	
実習型雇用助成金	37	16,350,000	47	23,500,000	
建設業離職者雇用開発助成金	2	900,000	0	0	
新卒者体験雇用奨励金	31	3,730,000	0	0	
3年以内既卒トライアル奨励金	トライアル雇用	1	750,000	245	66,950,000
	正規雇用	-	-	178	89,000,000

## 7 雇用保険関係業務状況

### (1) 適用の状況

平成23年度の適用事業所数は16,499事業所（月平均）で、前年度に比べて52事業所（0.3%）の増加となった。

なお、事業所の新規適用は637事業所で前年度に比べて35事業所（▲5.2%）の減少、廃止は538事業所で前年度に比べて40事業所（▲6.9%）の減少となっている。

被保険者数は220,058人（月平均）で、前年度に比べて4,256人（2.0%）の増加となった。

資格取得者数は40,565人で前年度に比べて2,193人（5.7%）の増加、資格喪失者数は36,074人で前年度に比べて2,706人（8.1%）の増加となっている。

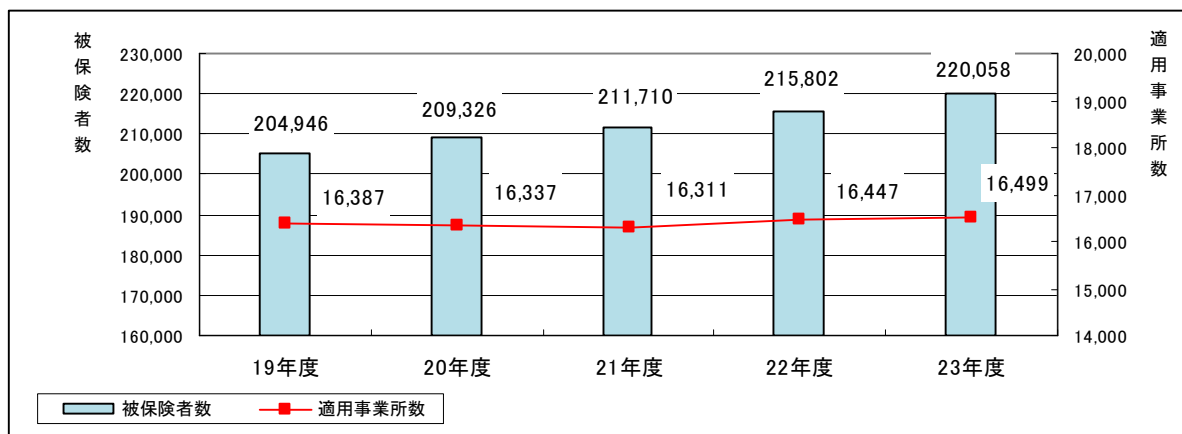
### (2) 給付の状況

平成23年度の受給資格決定件数は14,001件で、前年度に比べて46件（0.3%）の増加となった。

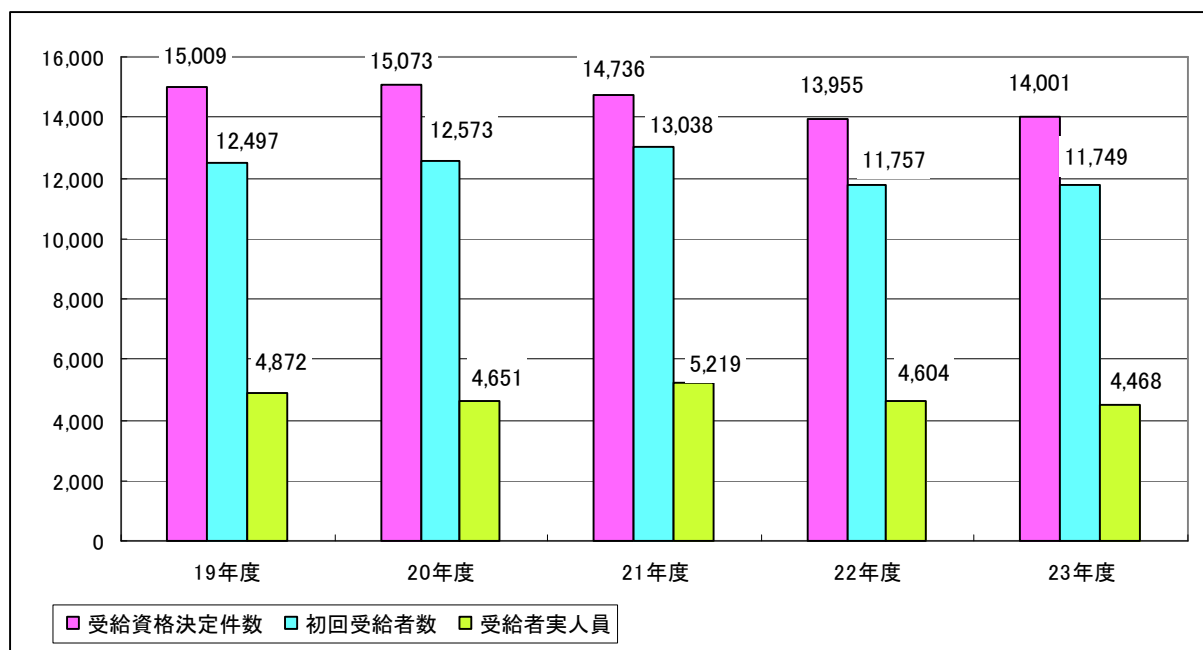
初回受給者数は11,749人で、前年度に比べて8人（▲0.1%）の減少となった。

また、受給者実人員は4,468人（月平均）で、前年度に比べて136人（▲3.0%）の減少となった。

第12表 雇用保険業務取扱状況の推移(1)



第12表 雇用保険業務取扱状況の推移(2)



(注) 受給者実人員は月平均。

### 8 需給調整事業関係業務状況

民間職業紹介事業所は、有料職業紹介事業と無料職業紹介事業を合わせて77事業所となり、前年度に比べて5事業所(6.9%)増加した。

労働者派遣事業所は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業を合わせて271事業所となり、前年度に比べて13事業所(5.0%)増加した。

なお、地域別では、職業紹介事業所の約7割、労働者派遣事業所の約7割が和歌山公共職業安定所管内に集中している。

第13表 民間職業紹介事業、労働者派遣事業の状況

区 分	職業紹介事業所数		労働者派遣事業所数	
	有 料	無 料	一 般	特 定
平成19年度末	59	12	88 (37)	177 (39)
平成20年度末	58	13	74 (28)	194 (43)
平成21年度末	64	13	73 (29)	192 (41)
平成22年度末	55	17	59 (25)	199 (47)
平成23年度末	59	18	60 (25)	211 (58)

(注) ( )内は製造派遣で内数。

## 9 求職者支援訓練関係業務状況

平成23年10月から実施された求職者支援訓練の実施状況は、平成23年度においては、基礎コースで17コースが認定されたが、うち4コースが中止となり、実践コースでは22コースが認定され、うち8コースが中止となった。

また、実践コースでの分野別受講状況は、介護分野86.5%、医療事務分野53.2%、IT分野20.5%、その他37.8%と、介護分野のニーズが高くなっている。

第14表 求職者支援訓練実施状況（平成23年度実績）

区分	訓練計画申請		認定訓練コース		開講訓練コース		応募者	受講者
	コース数	定員数	コース数	定員数	コース数	定員数		
基礎コース	30	612	17	320	13	255	188	152
実践コース	35	754	22	463	14	322	194	162
介護分野	6	124	3	74	3	74	76	64
医療事務	6	112	6	104	4	77	52	41
IT分野	5	119	3	64	2	44	9	9
その他	18	399	10	221	5	127	57	48

## 第9章 雇用均等業務

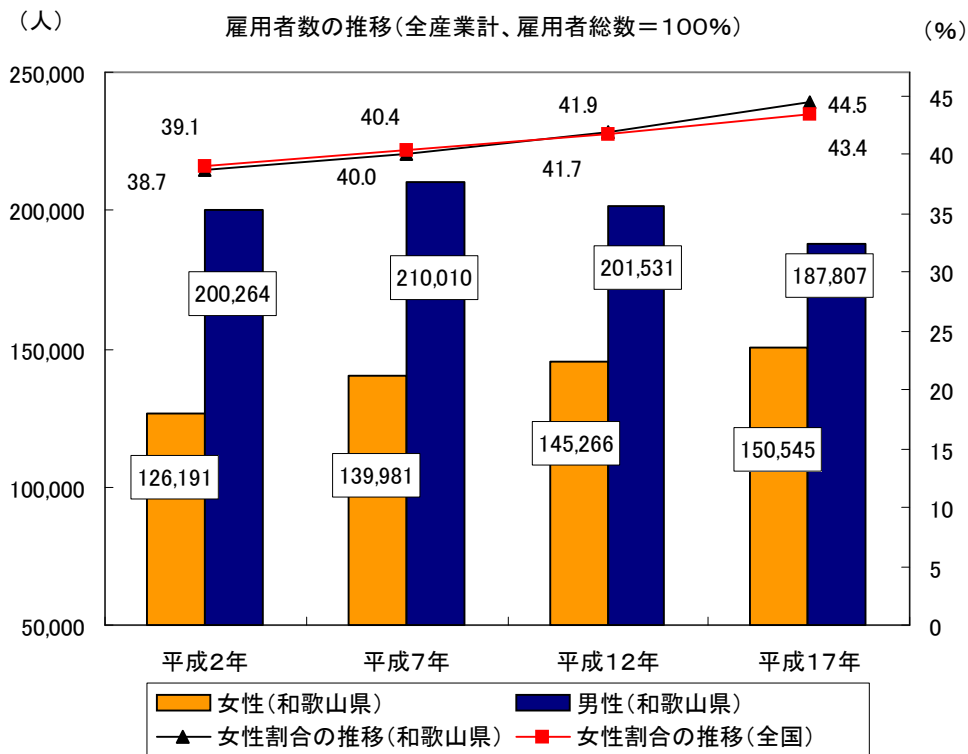
### 1 女性労働者等の概況

#### (1) 雇用者の状況

総務省統計局「国勢調査」によると、和歌山県の女性雇用者数は平成17年10月1日現在で、150,545人、雇用者総数(338,352人)に占める割合は44.5%である。(第1図)

年齢別の女性労働力率は20～24歳層と45～49歳層を左右のピークとし、30～34歳層をボトムとするM字型カーブを描いているが、30～34歳の労働力率は5年前と比較して大幅に上昇している。(第2図)

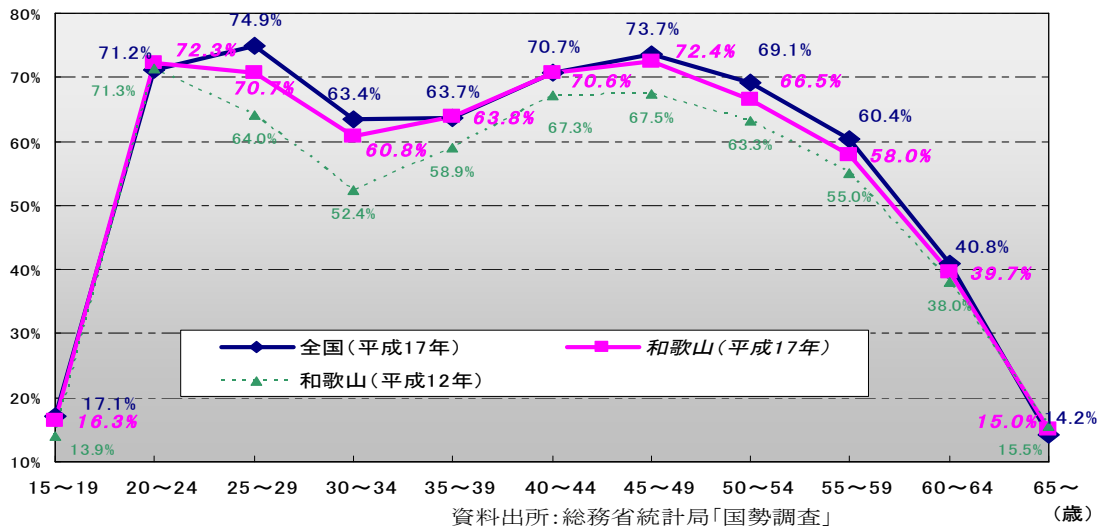
第1図 女性雇用者数、雇用者に占める女性の割合の推移



資料出所：総務省統計局「国勢調査」

## 第2図 年齢別女性労働力率の推移

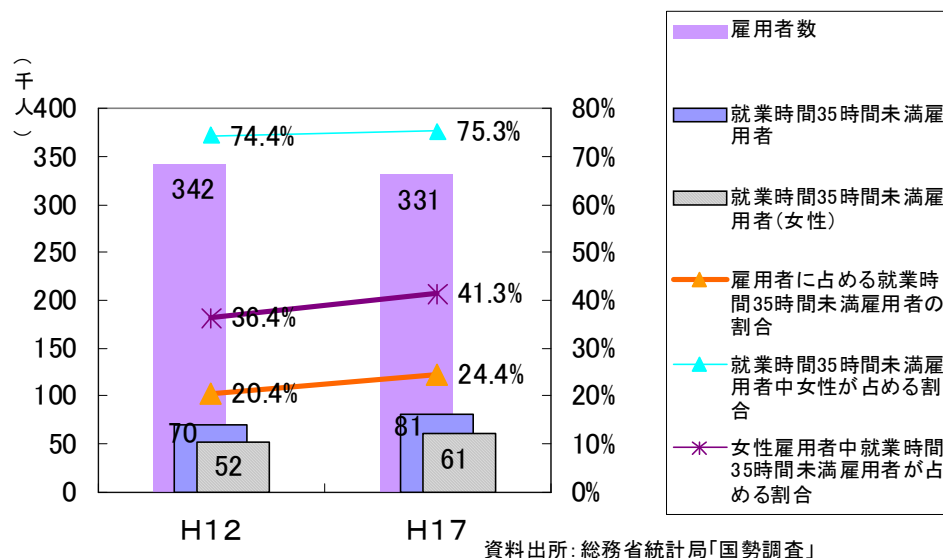
女性の年齢階級別労働力率(年齢階級別女性総人口=100%)



### (2) パートタイム労働者の状況

総務省統計局「国勢調査」によると、短時間雇用者(週間就業時間が35時間未満の雇用者)数は、平成17年には80,727人で、雇用者全体に占める割合は24.4%となっている。そのうち女性の短時間労働者数は60,823人で、短時間雇用者全体の75.3%を占めるとともに、女性雇用者全体に占める割合では41.3%となっている。(第3図)

## 第3図 週の就業時間が35時間未満の雇用者の推移



## 2 雇用均等行政の概要

### (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

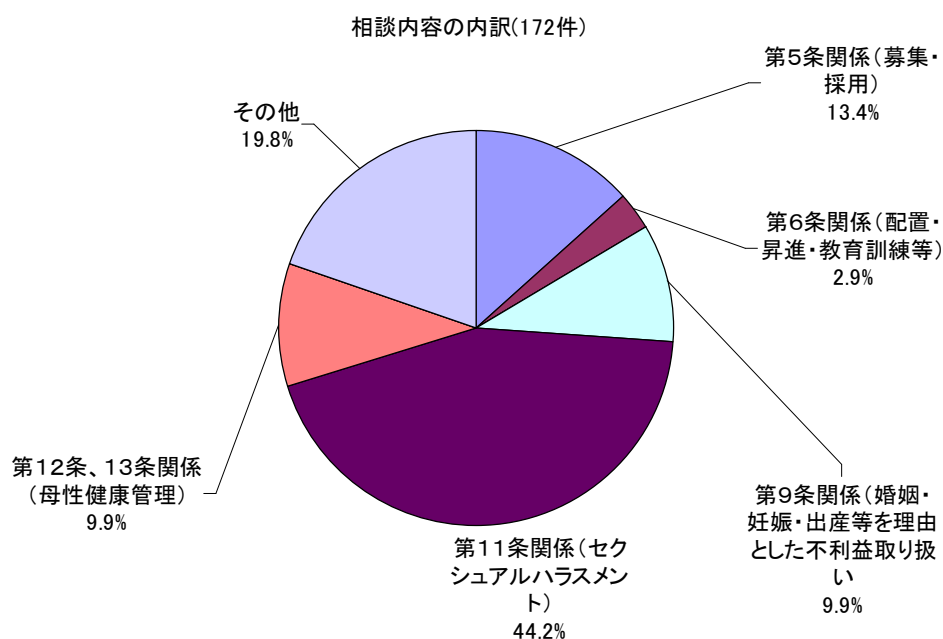
#### イ 行政指導の実施等

男女雇用機会均等法第 29 条に基づく報告徴収により管内各事業所における雇用管理の実態把握を行い、男女の機会均等が徹底されるよう行政指導を行うとともに男女労働者等からの相談に適切に対応している。

平成 23 年度は 172 件の相談があった。相談の内容の内訳は、セクシュアルハラスメントが最も多く 44.2%、ついでその他(労働条件関係等)が 19.8%、募集・採用について 13.4%、婚姻・妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いが 9.9%であった。(第 4 図)

セクシュアルハラスメント防止対策について、あらゆる機会をとらえて、広く周知を図り、対策が講じられていない事業所に対しては、実効ある防止対策が行われるよう助言、指導等を行っている。

第 4 図 均等関係相談状況



#### ロ 男女雇用機会均等法等の周知

婚姻・妊娠・出産等を理由に解雇や不利益取扱いの相談が増えつつある現状で、男女雇用機会均等法に沿った雇用管理が定着するよう、あらゆる機会をとらえて周知・徹底を図っている。

#### ハ ポジティブ・アクションの促進

女性の活躍を促進し企業の活性化をするために、企業による自主的かつ積極的な取り組みであるポジティブ・アクションの取り組む企業を拡大させる必要があるため、「女性の活躍促進・企業活性化推進大作戦」と名付けて、本省、地方局とともに事業所訪問の際や、あらゆる機会をとらえて、企業に対してポジティブ・アクションの取り組み促進の働きかけを行っている。

## (2) 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

### イ 行政指導の実施等

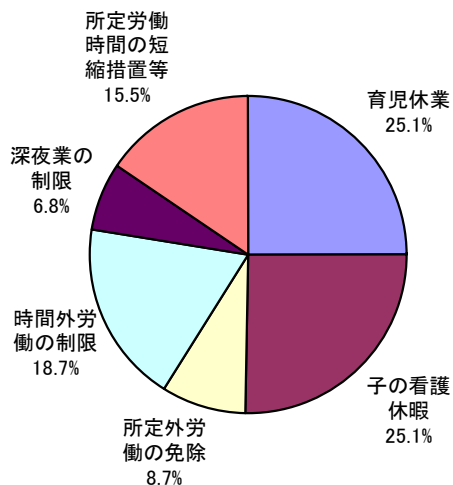
育児・介護休業法第 56 条に基づく報告徴収により制度の導入・利用状況等の把握を行い、法に沿った規定の整備に向けて個別指導を行っている。平成 22 年 6 月 30 日に改正育児・介護休業法が施行され、更に平成 24 年 7 月 1 日より、従業員 100 人以下事業主には猶予されていた制度が適用となったことから、平成 24 年度においては、特に中小、零細企業に対して、引き続き改正法の施行に重点を置いた相談対応や、助言・指導を行っている。

平成 23 年度においては、主に改正法についての助言が主であり、育児関係 218 件、介護関係 93 件の行政指導を行った。(第 5 図、6 図)

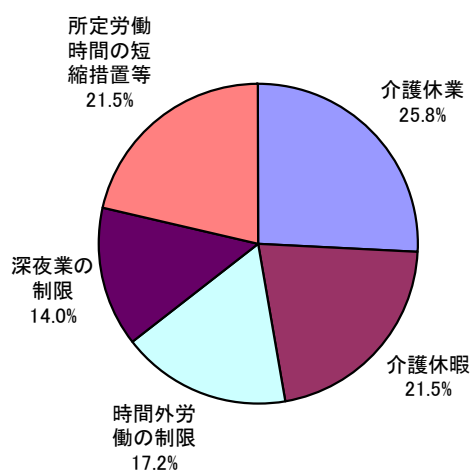
また、労働者や事業主からの個別相談については、適切かつ丁寧に対応し、問題解決のために明確な助言に努めている。

平成 23 年度は、育児関係で 514 件、介護関係で 287 件の相談があった。改正法で変更となった制度（育児休業、育児のための所定労働時間短縮等の措置、介護休暇等）に関する相談が多い。(第 7 図、8 図)

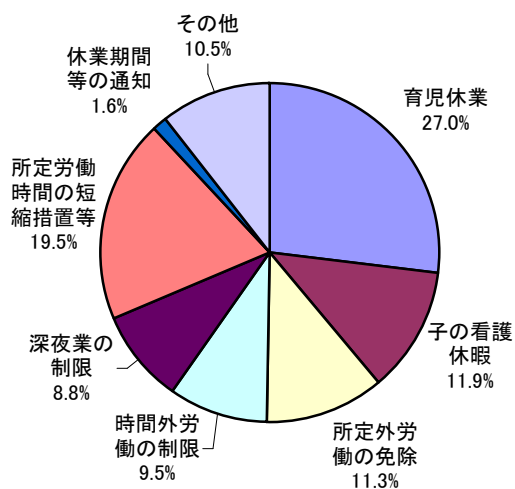
第 5 図 育児関係行政指導状況 (219 件)



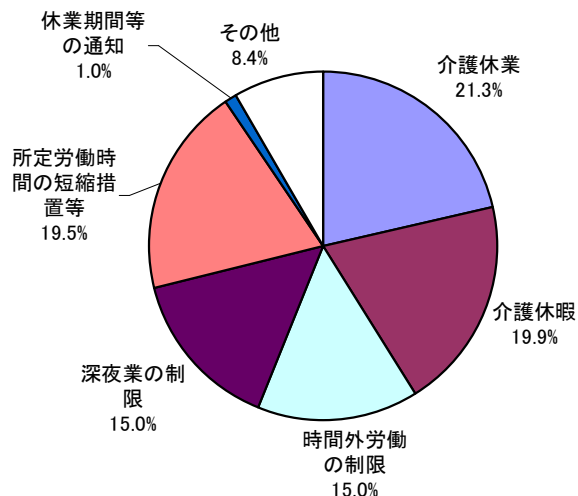
第 6 図 介護関係行政指導状況 (93 件)



第7図 育児関係相談状況（514件）



第8図 介護関係相談状況（287件）



ロ 両立支援助成金・中小企業両立支援助成金の取得促進

仕事と家庭の両立支援のための対策として、平成23年9月より中小企業両立支援助成金、両立支援助成金の支給事務を労働局において行っている。

特に環境整備が遅れている中小企業に対して、育児休業を取得した労働者が復職後継続就業した事業主、また、代替要員を確保して環境整備を行った事業主、更に、育児休業、介護休業からの復職にあたって教育訓練を行った事業主に対して、中小企業両立支援助成金の周知・啓発及び支給を行っている。

また、育児のための短時間勤務制度を導入し対象者が出た事業主並びに事業所内に保育施設を設置し、従業員の仕事と家庭との両立を積極的に図っている事業主に対し、両立支援助成金の周知・啓発及び支給を行っている。

ハ 次世代育成支援対策推進法の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出率については、平成24年9月末現在、従来より行動計画の策定・届出等が義務であった300人超企業においては、県内51社の対象企業全てが届出をしており、届出率は100%となっている。平成23年4月1日より新たに行動計画の策定・届出等が義務化された101人以上300人以下企業における届出率は99.2%で、県内258社中256社が届出をしている。

引き続き、未届の対象企業に対し働きかけ、県内の届出率が100%となるように努めるとともに、101人以上となる企業を新規把握した場合や、現在策定されている行動計画の計画期間が終了する企業に対し、次期の行動計画の策定・届出等を促し、完全履行を図っていく。

また、計画に定めた目標を達成したこと等一定要件を満たす場合には、労働局長の認定を受けることができる「認定制度」について、24年度に入り、新たに2件の認定申請（内1件は2回目の認定申請）を受理し、認定企業数は5社となり、認定件数（2回目の認定を含む）は6件となった（平成24年



9月末現在)。引き続き、できるだけ多くの企業が認定取得に向けた積極的な取組を行うよう、企業訪問等あらゆる機会を捉えて制度周知・意識啓発に取り組んでいく。

### (3) パートタイム労働対策の推進

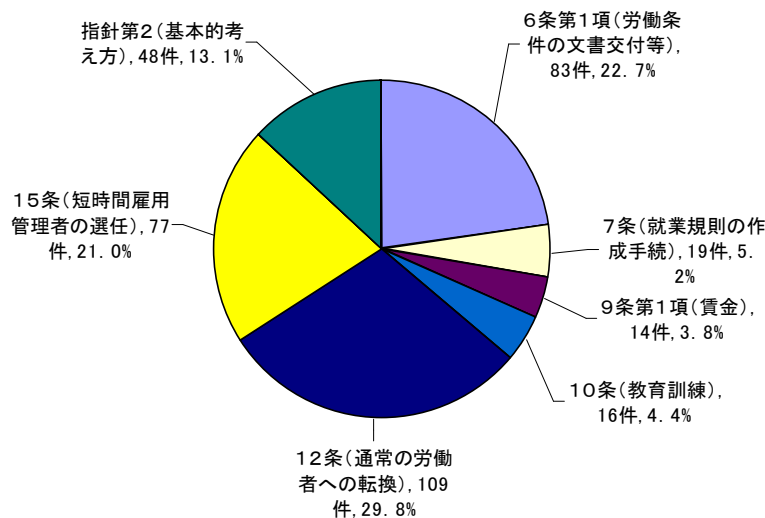
#### イ 行政指導の実施等

平成20年4月1日に施行されている「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）の一部を改正する法律」について、法の一層の周知・徹底のため事業主、労働者をはじめ使用者団体等に対する広報・啓発活動を積極的に行っている。

また、パートタイム労働法第16条に基づく報告徴収により、管内の事業所における雇用管理の実態把握を行い、事業主に対して法の趣旨の説明や指導を行っている。

平成23年度においては、182件の事業所を訪問し、366件の行政指導を行った。行政指導の主な内容としては、「通常の労働者への転換」109件、「労働条件の明示」83件、「短時間雇用管理者の選任」77件等が多くなっている。引き続き、法内容の周知徹底を図り、必要に応じて行政指導を行っていく（第9図）。

第9図 パート法関係行政指導状況(366件)



#### ロ 職務分析・職務評価の導入の推進

平成24年度より、パートタイム労働者の雇用管理改善をより一層図るために、雇用均等コンサルタントが事業主を訪問し、パートタイム労働者の「職務分析・職務評価」の導入を勧めている。

#### ハ 均衡待遇・正社員化推進奨励金

平成23年4月1日より、短時間労働者及び有期契約労働者を対象とする正社員転換制度等の制度を就業規則に導入し、適正に運用し、一定の制度利用者が出た事業主に対し、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」の周知・啓発及び支給を行っている。